

<新>

第4次与那原町総合計画

～太陽とみどり、伝統とやさしさを
未来へつなぐ海辺のまち～



平成23年4月(当初策定)
平成29年9月(一部改訂)
与那原町

<旧>

第4次与那原町総合計画

～太陽とみどり、伝統とやさしさを
未来へつなぐ海辺のまち～



平成23年度
与那原町

<新>

目次

基本構想

I 総合計画の構成	1
1. 総合計画とは	1
II まちの将来像	2
1. 基本理念	2
2. まちづくりの基調	2
3. まちの将来像	3
4. まちの目標	3
5. まちづくりの基本方針	4
6. まちづくりの体系	5
III まちづくりの基本方針	6
1. 協働と連携、未来につながるまちづくり	6
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり	7
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり	8
4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり	9
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり	10
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	11

基本計画

I 将来人口	13
1. 与那原町の人口動向	13
2. 与那原町の将来人口の推計	15
II 土地利用計画	21
1. 土地利用に関する基本的な考え方	21
2. 利用区分別の土地利用の基本方針	21
III 施策の方向	23
1. 協働と連携、未来につながるまちづくり	25
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり	33
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり	45

<旧>

目次

基本構想

I 総合計画の構成	1
1. 総合計画とは	1
II まちの将来像	2
1. 基本理念	2
2. まちづくりの基調	2
3. まちの将来像	3
4. まちの目標	3
5. まちづくりの基本方針	4
6. まちづくりの体系	5
III まちづくりの基本方針	6
1. 協働と連携、未来につながるまちづくり	6
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり	7
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり	8
4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり	9
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり	10
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	11

基本計画

I 将来人口	13
1. 与那原町の人口動向	13
2. 与那原町の将来人口の推計	15
II 土地利用計画	21
1. 土地利用に関する基本的な考え方	21
2. 利用区分別の土地利用の基本方針	21
III 施策の方向	23
1. 協働と連携、未来につながるまちづくり	25
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり	33
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり	45

<新>

4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり	65
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり	81
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	97

参考資料

1. 第4次与那原町総合計画策定基本方針	111
2. 与那原町住民会議	115
3. 第4次与那原町総合計画策定業務経緯	121
4. 総合計画フローイメージ	122
5. 与那原町総合計画審議会設置規則	123
6. 諮問	125
7. 答申	126
8. 意見書	127
9. 審議会名簿	128

<旧>

4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり	65
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり	81
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	97

参考資料

1. 第4次与那原町総合計画策定基本方針	111
2. 与那原町住民会議	115
3. 第4次与那原町総合計画策定業務経緯	121
4. 総合計画フローイメージ	122
5. 与那原町総合計画審議会設置規則	123
6. 諮問	125
7. 答申	126
8. 意見書	127
9. 審議会名簿	128

II まちの将来像

1. 基本理念

わたしたちのまちには、これまで交通の要衝、商業の街として栄え、先人の知恵とたゆまぬ努力により、個性的で人間味あふれる歴史と文化が培われ、発展してきました。

まちづくりの目的は平和な社会のもと、すべての町民が生きがいと活気に満ちて、安全で安心して心豊かに暮らせるまちを創ることにあります。

しかし、わたしたちを取り巻く社会は、環境問題、人口減少や超高齢社会、産業構造や雇用形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を乗り越え、次代に誇れるまちづくりを進めることが、現代に生きるわたしたちの務めです。先人の培ってきた歴史と文化を継承し発展させ、安全で快適な生活環境をはぐくむとともに、人権が尊重されるまちを目指します。

住民一人ひとりが、まちづくりの主役として個性と創造力を発揮し、住み・働き・学び・集うすべての人との協働により、活力ある与那原町を創造します。

2. まちづくりの基調

与那原町（以下、本町）は、昭和53年に与那原町基本構想、平成3年に第2次与那原町総合計画、平成13年に第3次与那原町総合計画を策定し、「太陽と緑の町・与那原」を基調としてまちづくりを進めてきました。平成21年に町制施行60周年を迎え、一大プロジェクトである中城湾港マリントウンプロジェクトも進み人口も増加に転じるなど、活力あるまちづくりが着実に進展しています。

本町は、面積5.18km²、沖縄本島で1番小さなまちですが、国道329号と国道331号が交差し、県都那覇市や中南部地域への交通利便性が高い位置にあります。また、戦前は軽便鉄道が走り、山原船の出入港など陸上海上交通の要衝としての機能を有していました。

本町の特色として、大綱曳、赤瓦、ヒジキ等があげられ、440年余の伝統を誇る与那原大綱曳は、住民の一体感を高める行事となっています。これは、豊かなコミュニティがあるからこそ継承されている行事であると考えられます。また、赤瓦やヒジキについては、本町の主な産業として今後も維持・発展していくことが望まれます。

住民アンケートで、本町の今後の方向性について聞いたところ、「子供、高齢者、障がい者も含めてすべての人が快適に暮らせるまち」や「災害に強く、犯罪の少ない安心安全なまち」との回答が多くみられ、福祉の充実、安心・安全な生活環境の形成が望まれています。

沖縄県が2020年の開業に向け計画を進めている大型MICE施設は、施設利用者や国内外などの観光客などの受け入れ体制や周辺環境の整備が望まれています。

また、MICEを活用した観光や産業の振興、公共公益施設等の計画的な整備、適正な土地利用計画や高度利用、人口増等々、急速に変化する社会情勢や多様化する住民ニーズへの対応、行政サービスの向上にも適切に対応できるよう取り組みを強化します。

II まちの将来像

1. 基本理念

わたしたちのまちには、これまで交通の要衝、商業の街として栄え、先人の知恵とたゆまぬ努力により、個性的で人間味あふれる歴史と文化が培われ、発展してきました。

まちづくりの目的は平和な社会のもと、すべての町民が生きがいと活気に満ちて、安全で安心して心豊かに暮らせるまちを創ることにあります。

しかし、わたしたちを取り巻く社会は、環境問題、人口減少や超高齢社会、産業構造や雇用形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を乗り越え、次代に誇れるまちづくりを進めることが、現代に生きるわたしたちの務めです。先人の培ってきた歴史と文化を継承し発展させ、安全で快適な生活環境をはぐくむとともに、人権が尊重されるまちを目指します。

住民一人ひとりが、まちづくりの主役として個性と創造力を発揮し、住み・働き・学び・集うすべての人との協働により、活力ある与那原町を創造します。

2. まちづくりの基調

与那原町（以下、本町）は、昭和53年に与那原町基本構想、平成3年に第2次与那原町総合計画、平成13年に第3次与那原町総合計画を策定し、「太陽と緑の町・与那原」を基調としてまちづくりを進めてきました。平成21年に町制施行60周年を迎え、一大プロジェクトである中城湾港マリントウンプロジェクトも進み人口も増加に転じるなど、活力あるまちづくりが着実に進展しています。

本町は、面積5.08km²、沖縄本島で1番小さなまちですが、国道329号と国道331号が交差し、県都那覇市や中南部地域への交通利便性が高い位置にあります。また、戦前は軽便鉄道が走り、山原船の出入港など陸上海上交通の要衝としての機能を有していました。

本町の特色として、大綱曳、赤瓦、ヒジキ等があげられ、400年余の伝統を誇る与那原大綱曳は、住民の一体感を高める行事となっています。これは、豊かなコミュニティがあるからこそ継承されている行事であると考えられます。また、赤瓦やヒジキについては、本町の主な産業として今後も維持・発展していくことが望まれます。

住民アンケートで、本町の今後の方向性について聞いたところ、「子供、高齢者、障がい者も含めてすべての人が快適に暮らせるまち」や「災害に強く、犯罪の少ない安心安全なまち」との回答が多くみられ、福祉の充実、安心・安全な生活環境の形成が望まれています。

<新>

また、住民会議で設定した将来像は、以下の5つです。

- (1) やさしさと元気が未来につながるまち与那原
～安全・安心で子供とあるきたいまち～
- (2) 瞳輝き豊かな学びで心優しく文化が根づくまち
- (3) いきいき綱がるやさしいまち
- (4) 自然と心を育む住みたい海辺のまち
- (5) 誇れる産業、受けつぐ伝統、人が“綱がる”パワーみなぎるまち

「やさしさ」がキーワードになっており、住民アンケートでも声の多かった福祉面の充実、人々にやさしいまちづくりを望んでいることが伺えます。やさしいまちとは、バリアフリー化などハード面の改善とともにソフト的な施策の充実も望まれます。

今回開催した住民会議は、協働のまちづくりの第一歩であると考えられ、今後は具体的な施策を行う場合に、計画段階から住民が関わっていく仕組みづくりなどが望まれます。

以上をふまえ、本町の特性を活かし、安全・安心・快適な環境で、住民と行政が手を取りあい、活力あるまちづくりを進めます。

3. まちの将来像

第1次から第3次までの与那原町総合計画で示された将来像と、住民会議で設定した5つの将来像をふまえて、第4次与那原町総合計画のまちの将来像を以下のとおり設定します。

【まちの将来像】

太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち

4. まちの目標

まちの将来像実現に向けて、基本理念に基づき、まちの目標を以下のとおり設定します。

1. みんなで創るこころ豊かなまち
2. ゆとりと潤いのあるまち

(1) みんなで創るこころ豊かなまち

わたしたちの住む町を取り巻く環境は、社会状況の変化や生活形態などの多様化に伴い住民ニーズは多岐に渡り、行政の限られた予算と人材では、すべてに応えることはできません。

誰もが望む住みよいまちの姿とは、一人ひとりが尊重され、安心し安定した生活が送れる、やさしさ溢れるまちです。

<旧>

また、住民会議で設定した将来像は、以下の5つです。

- (1) やさしさと元気が未来につながるまち与那原
～安全・安心で子供とあるきたいまち～
- (2) 瞳輝き豊かな学びで心優しく文化が根づくまち
- (3) いきいき綱がるやさしいまち
- (4) 自然と心を育む住みたい海辺のまち
- (5) 誇れる産業、受けつぐ伝統、人が“綱がる”パワーみなぎるまち

「やさしさ」がキーワードになっており、住民アンケートでも声の多かった福祉面の充実、人々にやさしいまちづくりを望んでいることが伺えます。やさしいまちとは、バリアフリー化などハード面の改善とともにソフト的な施策の充実も望まれます。

今回開催した住民会議は、協働のまちづくりの第一歩であると考えられ、今後は具体的な施策を行う場合に、計画段階から住民が関わっていく仕組みづくりなどが望まれます。

以上をふまえ、本町の特性を活かし、安全・安心・快適な環境で、住民と行政が手を取りあい、活力あるまちづくりを進めます。

3. まちの将来像

第1次から第3次までの与那原町総合計画で示された将来像と、住民会議で設定した5つの将来像をふまえて、第4次与那原町総合計画のまちの将来像を以下のとおり設定します。

【まちの将来像】

太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち

4. まちの目標

まちの将来像実現に向けて、基本理念に基づき、まちの目標を以下のとおり設定します。

1. みんなで創るこころ豊かなまち
2. ゆとりと潤いのあるまち

(1) みんなで創るこころ豊かなまち

わたしたちの住む町を取り巻く環境は、社会状況の変化や生活形態などの多様化に伴い住民ニーズは多岐に渡り、行政の限られた予算と人材では、すべてに応えることはできません。

誰もが望む住みよいまちの姿とは、一人ひとりが尊重され、安心し安定した生活が送れる、やさしさ溢れるまちです。

〈新〉

そのためには、住民が互いに協力し合い、支えあいながら行政との役割分担のもとに、地域や暮らしの問題を解決する協働のまちづくりを推進していくことが必要です。

今後は、住民との協働のもと、本町の伝統行事で築かれる地域コミュニティを継承しつつ、未来を担う子どもたちが、豊かで、人間性に満ち溢れる人として育つための教育環境づくりを進めます。

また、誰もが慣れ親しんだ地域で子どもを生み育て、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れる健康福祉社会の実現を目指し、「みんなで創るこころ豊かなまち」の形成を進めます

(2) ゆとりと潤いのあるまち

本町は、沖縄本島東部地域の産業経済活動の集散地として発展したまちであり、町民の気質や伝統、さらに、地域コミュニティは、こうした産業経済活動を背景として築かれてきました。

伝統や地域コミュニティを未来へつなぎながら、活力と潤いのある海辺のまちづくりを目指して、中城湾港マリントウンプロジェクトを推進し、既成市街地と東浜地区における新たな市街地が一体となり、名実ともに「東部地域の拠点都市」を目指します。

まちづくりにおいては、つねにそこに住む人々の視点に立って考え、コンパクトで機能的な安心・安全・快適なまちをつくるとともに、本町で暮らす人々が共通の財産としていつまでも愛しつづけることのできるまちづくりが必要です。

また、大型MICE施設の開業に伴い、増加が予想される国内外からの観光客の受け皿となる観光産業の発展が期待されます。

今後は、本町の持つ美しい自然環境を住民に潤いとやすらぎを与える社会資本の一つとして捉えて次世代へ引き継ぎ、「住む・働く・憩う」が効率的に行なえるまちの形成を目指し、誰もが住みたくくなるような「ゆとりと潤いのあるまち」の形成を進めます。

5. まちづくりの基本方針

まちの将来像及びまちの目標をふまえ、目標達成に向けたまちづくりの基本方針を以下のとおり設定します。

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり
4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

〈旧〉

そのためには、住民が互いに協力し合い、支えあいながら行政との役割分担のもとに、地域や暮らしの問題を解決する協働のまちづくりを推進していくことが必要です。

今後は、住民との協働のもと、本町の伝統行事で築かれる地域コミュニティを継承しつつ、未来を担う子どもたちが、豊かで、人間性に満ち溢れる人として育つための教育環境づくりを進めます。

また、誰もが慣れ親しんだ地域で子どもを生み育て、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れる健康福祉社会の実現を目指し、「みんなで創るこころ豊かなまち」の形成を進めます

(2) ゆとりと潤いのあるまち

本町は、沖縄本島東部地域の産業経済活動の集散地として発展したまちであり、町民の気質や伝統、さらに、地域コミュニティは、こうした産業経済活動を背景として築かれてきました。

伝統や地域コミュニティを未来へつなぎながら、活力と潤いのある海辺のまちづくりを目指して、中城湾港マリントウンプロジェクトを推進し、既成市街地と東浜地区における新たな市街地が一体となり、名実ともに「東部地域の拠点都市」を目指します。

まちづくりにおいては、つねにそこに住む人々の視点に立って考え、コンパクトで機能的な安心・安全・快適なまちをつくるとともに、本町で暮らす人々が共通の財産としていつまでも愛しつづけることのできるまちづくりが必要です。

今後は、本町の持つ美しい自然環境を住民に潤いとやすらぎを与える社会資本の一つとして捉えて次世代へ引き継ぎ、「住む・働く・憩う」が効率的に行なえるまちの形成を目指し、誰もが住みたくくなるような「ゆとりと潤いのあるまち」の形成を進めます。

5. まちづくりの基本方針

まちの将来像及びまちの目標をふまえ、目標達成に向けたまちづくりの基本方針を以下のとおり設定します。

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり
4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

Ⅲ まちづくりの基本方針

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり

住民と行政がともに行動する協働（※1）のまちづくりを進めていくために、必要な情報を共有し、住民と行政が互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

町民一人ひとりの人権が社会生活のあらゆる場面で尊重される基本的人権の擁護に努めていきます。

効率的な行政施策を推進するとともに、地域コミュニティの充実を図り、住民一人ひとりがまちづくりに参画できるようなまち“よなばる”を目指します。

自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちで決定し、みんなで住みよい“よなばる”を創るために行動を興していきます。

（※1 行政と住民（自治会・地域活動団体・NPOなど）と企業が、共通の目的実現のために、それぞれが自らの役割を自覚し、対等な関係のもとで、ともに考え、ともに取り組んでいくことを言います。）

（1）住民協働のまちづくり

- 与那原大綱曳にみられる町民の融和と団結力は、一人ひとりが地域に対して誇りを持っていることの表れであり、今後も地域コミュニティの充実したまちづくりを目指します。

（2）情報の共有・共鳴で築くまち

- 住民に必要な情報は、個人情報の保護に努めるとともに、積極的に発信し誰でも収集・活用できるような環境づくりを進めます。また情報の共有により、行政と住民がお互いに参画し、共鳴しながら住みよいまちを創っていきます。

（3）自律・自立するまち（※2）

- 住民と行政が相互に尊重しあいながら、それぞれの役割と責任を自覚し、協働のまちづくりに取り組んでいきます。
- 町民一人ひとりの人権が尊重され、社会生活のあらゆる場面で不当な扱いを受けいよう、基本的人権の擁護に資する取り組みとして、人権尊重思想の普及高揚を図り、町民に人権問題に対する正しい認識を深めていきます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて住民の意識向上を図り、男女の人権が尊重され、ともに健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

（※2 行政（役場）、そして住民一人ひとりが、自らの考えで（自律）、他の支配や助けを受けずに（自立）行動していくことです。）

（4）構想実現に向けて

- 住民一人ひとりが問題意識をもち、課題解決に参画できるまちづくりを目指します。
- 財源の確保と効率的な行政施策の推進により、限られた財源のなかで健全な財政運営と行政サービスの向上の両立を図ります。

Ⅲ まちづくりの基本方針

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり

住民と行政がともに行動する協働（※1）のまちづくりを進めていくために、必要な情報を共有し、住民と行政が互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

町民一人ひとりの人権が社会生活のあらゆる場面で尊重される基本的人権の擁護に努めていきます。

効率的な行政施策を推進するとともに、地域コミュニティの充実を図り、住民一人ひとりがまちづくりに参画できるようなまち“よなばる”を目指します。

自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちで決定し、みんなで住みよい“よなばる”を創るために行動を興していきます。

（※1 行政と住民（自治会・地域活動団体・NPOなど）と企業が、共通の目的実現のために、それぞれが自らの役割を自覚し、対等な関係のもとで、ともに考え、ともに取り組んでいくことを言います。）

（1）住民協働のまちづくり

- 与那原大綱曳にみられる町民の融和と団結力は、一人ひとりが地域に対して誇りを持っていることの表れであり、今後も地域コミュニティの充実したまちづくりを目指します。

（2）情報の共有・共鳴で築くまち

- 住民に必要な情報は、個人情報の保護に努めるとともに、積極的に発信し誰でも収集・活用できるような環境づくりを進めます。また情報の共有により、行政と住民がお互いに参画し、共鳴しながら住みよいまちを創っていきます。

（3）自律・自立するまち（※2）

- 住民と行政が相互に尊重しあいながら、それぞれの役割と責任を自覚し、協働のまちづくりに取り組んでいきます。
- 町民一人ひとりの人権が尊重され、社会生活のあらゆる場面で不当な扱いを受けいよう、基本的人権の擁護に資する取り組みとして、人権尊重思想の普及高揚を図り、町民に人権問題に対する正しい認識を深めていきます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて住民の意識向上を図り、男女の人権が尊重され、ともに健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

（※2 行政（役場）、そして住民一人ひとりが、自らの考えで（自律）、他の支配や助けを受けずに（自立）行動していくことです。）

（4）構想実現に向けて

- 住民一人ひとりが問題意識をもち、課題解決に参画できるまちづくりを目指します。
- 財源の確保と効率的な行政施策の推進により、限られた財源のなかで健全な財政運営と行政サービスの向上の両立を図ります。

〈新〉

(3) 高齢者の福祉

- 高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できるよう、地域での役割、仕事、遊びボランティア等の場や機会づくりを進めます。
- 高齢者の生活を取り巻く不安や負担を軽減するため、地域で高齢者を支える仕組みづくりや、各種制度の強化、情報提供等を進めます。

(4) 障がい者（児）の福祉

- 障がいを有する者が、安心して家庭や地域での生活が送れるよう、住み良い環境づくりや自立・自律を支援する対策に取り組むとともに、就労の場や健常者とのふれあいの場といった、社会参加活動等の施策を総合的に展開します。

(5) 生活困窮者への支援

- 生活困窮者が健康で文化的な最低限の生活を営めるよう、社会保障に関する各種制度の充実を図るとともに、多面的な支援対策を実施します。

(6) 健康づくり

- 「自らの健康は自ら守る」を基本として、健康に関する住民の意識高揚を図り、幼児期から老年期までの各時期の健康課題及び生活様式に応じた健康づくりを進めます。

(7) 保健医療福祉のネットワークづくり

- 全ての住民がいつでも安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、関係機関が連携して、病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーションまでの効果的な対応とともに、感染症等の健康危機に迅速かつ適切に対応する体制確保のため、保健医療福祉ネットワークづくりに努めます。

4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

本町は、沖縄本島東部地域の交通の要衝として国道 329 号と国道 331 号が交差する位置にあり、国道 329 号と那原バイパスの整備が着手されるなど広域的な道路網の整備が進められています。今後は、骨格的な道路網を活かした多種多様な移動手段を確保し、だれもが移動しやすい交通環境の整備が求められます。東浜地区においては、都市基盤の整備が進められ市街地の形成が図られており、既成市街地においても、東浜地区との一体的な都市基盤の整備を図るとともに、公園や公共施設などの緑化を推進し、コンパクトで快適な市街地環境の創出や良好な住環境の整備に努めます。

また、点在する庁舎や教育文化、福利厚生施設等の状況を的確に把握・分析し、適切に維持管理することにより行政サービスの向上に努めます。

(1) 市街地整備

- 本町の歴史的及び文化的遺産を継承しながら、自然環境と調和した快適な生活環境の整備を進め、人々が行き交い集い、賑わいのある沖縄本島東部地域の拠点都市としてふさわしい魅力的な市街地形成を図ります。

(2) 道路体系

- 国道や県道など主要幹線と町道の幹線道路との円滑な道路ネットワークの確立を図ります。また、安全で安心な道路環境を確保するため、自動車と歩行者双方の

〈旧〉

(3) 高齢者の福祉

- 高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できるよう、地域での役割、仕事、遊びボランティア等の場や機会づくりを進めます。
- 高齢者の生活を取り巻く不安や負担を軽減するため、地域で高齢者を支える仕組みづくりや、各種制度の強化、情報提供等を進めます。

(4) 障がい者（児）の福祉

- 障がいを有する者が、安心して家庭や地域での生活が送れるよう、住み良い環境づくりや自立・自律を支援する対策に取り組むとともに、就労の場や健常者とのふれあいの場といった、社会参加活動等の施策を総合的に展開します。

(5) 生活困窮者への支援

- 生活困窮者が健康で文化的な最低限の生活を営めるよう、社会保障に関する各種制度の充実を図るとともに、多面的な支援対策を実施します。

(6) 健康づくり

- 「自らの健康は自ら守る」を基本として、健康に関する住民の意識高揚を図り、幼児期から老年期までの各時期の健康課題及び生活様式に応じた健康づくりを進めます。

(7) 保健医療福祉のネットワークづくり

- 全ての住民がいつでも安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、関係機関が連携して、病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーションまでの効果的な対応とともに、感染症等の健康危機に迅速かつ適切に対応する体制確保のため、保健医療福祉ネットワークづくりに努めます。

4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

本町は、沖縄本島東部地域の交通の要衝として国道 329 号と国道 331 号が交差する位置にあり、国道 329 号と那原バイパスの整備が着手されるなど広域的な道路網の整備が進められています。今後は、骨格的な道路網を活かした多種多様な移動手段を確保し、だれもが移動しやすい交通環境の整備が求められます。また、東浜地区においては、都市基盤の整備が進められ市街地の形成が図られており、既成市街地においても、東浜地区との一体的な都市基盤の整備を図るとともに、公園や公共施設などの緑化を推進し、コンパクトで快適な市街地環境の創出や良好な住環境の整備に努めます。

(1) 市街地整備

- 本町の歴史的及び文化的遺産を継承しながら、自然環境と調和した快適な生活環境の整備を進め、人々が行き交い集い、賑わいのある沖縄本島東部地域の拠点都市としてふさわしい魅力的な市街地形成を図ります。

(2) 道路体系

- 国道や県道など主要幹線と町道の幹線道路との円滑な道路ネットワークの確立を図ります。また、安全で安心な道路環境を確保するため、自動車と歩行者双方の

〈新〉

視点にたち、利便性、安全性及び快適性を兼ね備えた道路整備を行ないます。

(3) 公共交通機関の利便性の向上

- 関係機関と連携を図りながら、新たな公共交通システム（基幹バス、LRT等）による将来交通ネットワークの構築を目指します。また、本島東部地域の広域交通結節点として、誰もが移動しやすい交通体系の確立に取り組みます。

(4) 緑化

- 公共や民間建築物への緑化の促進、主要な道路における街路樹整備、公園の緑化を推進します。また町民へ地域や家庭における緑化の促進を働きかけます。

(5) 上水道

- 将来の人口増加に対応し、災害時においても安全な水の供給を行うため、水道施設の整備及び拡充を図るとともに、老朽施設の計画的な更新に努めます。

(6) 下水道

- 住民の生活環境を改善し、海や河川及び水路の水質汚染を防止するとともに、本町の特産品であるヒシキの生育環境の保全等の観点から、公共下水道の整備促進が望まれています。すべての住民が健康的で快適な生活を送れるように、計画的な公共下水道の整備を図ります。

(7) 都市計画

- 新たに都市計画マスタープランを策定し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに適正な制限のもと、土地の合理的な利用を図ります。また、都市基盤の構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、均衡ある町域の形成を図ります。
- 急速に変化する社会情勢や多様化する住民ニーズへの対応、行政サービスの向上にも適切に対処できるよう、公共公益施設等の計画的な整備や適正な土地利用計画及び高度利用を検討します。

5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり

住民が安心して快適に暮らせる生活環境とは、道路や公園などの生活基盤及び治安、防災体制が整っていることとあわせて、自然環境にも恵まれていることが重要です。

自然環境を保全し、公害が無く、住みよいまちづくりのため、ごみの排出抑制や分別、再利用を推進するとともに、公共交通や自転車交通の利用を促進し、人にも環境にもやさしいまちづくりを進めていきます。

(1) 防犯・交通安全対策

- 住民が自ら地域の安全面や防犯面について積極的取り組みることによって、町全体の安全なまちづくりを進めていきます。
- 交通事故を防止し、交通災害のない安全なまちづくりに必要な交通安全施設整備を進めるとともに、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 消防・救急

- 住民自らの生命と財産を守るため、消防・救急に対する町民意識の向上を図ります。複雑多様化する消防・救急活動に対応できる自主防災組織の拡充を図ります。

〈旧〉

視点にたち、利便性、安全性及び快適性を兼ね備えた道路整備を行ないます。

(3) 公共交通機関の利便性の向上

- 関係機関と連携を図りながら、新たな公共交通システム（基幹バス、LRT等）による将来交通ネットワークの構築を目指します。また、本島東部地域の広域交通結節点として、誰もが移動しやすい交通体系の確立に取り組みます。

(4) 緑化

- 公共や民間建築物への緑化の促進、主要な道路における街路樹整備、公園の緑化を推進します。また町民へ地域や家庭における緑化の促進を働きかけます。

(5) 上水道

- 将来の人口増加に対応し、災害時においても安全な水の供給を行うため、水道施設の整備及び拡充を図るとともに、老朽施設の計画的な更新に努めます。

(6) 下水道

- 住民の生活環境を改善し、海や河川及び水路の水質汚染を防止するとともに、本町の特産品であるヒシキの生育環境の保全等の観点から、公共下水道の整備促進が望まれています。すべての住民が健康的で快適な生活を送れるように、計画的な公共下水道の整備を図ります。

(7) 都市計画

- 新たに都市計画マスタープランを策定し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに適正な制限のもと、土地の合理的な利用を図ります。また、都市基盤の構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、均衡ある町域の形成を図ります。

5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり

住民が安心して快適に暮らせる生活環境とは、道路や公園などの生活基盤及び治安、防災体制が整っていることとあわせて、自然環境にも恵まれていることが重要です。

自然環境を保全し、公害が無く、住みよいまちづくりのため、ごみの排出抑制や分別、再利用を推進するとともに、公共交通や自転車交通の利用を促進し、人にも環境にもやさしいまちづくりを進めていきます。

(1) 防犯・交通安全対策

- 住民が自ら地域の安全面や防犯面について積極的取り組みることによって、町全体の安全なまちづくりを進めていきます。
- 交通事故を防止し、交通災害のない安全なまちづくりに必要な交通安全施設整備を進めるとともに、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 消防・救急

- 住民自らの生命と財産を守るため、消防・救急に対する町民意識の向上を図ります。複雑多様化する消防・救急活動に対応できる自主防災組織の拡充を図ります。

〈新〉

(3) 防災

- 自主防災組織の拡充や防災知識の普及及び防災訓練の実施に努め、災害時に地域自らが行動し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。また、大規模災害に強い防災拠点施設の整備や既存施設の耐震化を図ります。

(4) ごみ対策

- 循環型社会の構築を目指し、家庭や地域において、ごみの分別を徹底するとともに、引き続き生ごみ処理機の導入に支援を行い、ごみの減量化や排出量の抑制を図ります。

(5) 自然環境

- 自然環境の保全と再生に向けて、住民による清掃活動を積極的に行うとともに、住民活動を支援する体制づくりを確立し、住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目指します。また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、あらゆる方策を講じます。

(6) 環境対策

- 環境に配慮した生活スタイルを確立するため、徒歩や自転車利用、公共交通の利用率向上、ノーマイカーデー設定等の積極的な導入により、CO₂排出の削減を目指した社会環境の整備を図ります。また、公共施設や家庭において節電化や節水化などを積極的に行うことや、愛玩動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を図ることで、環境への意識向上を促進します。

(7) 斎場・墓地

- 斎場については、構成する自治体と協力して、近代的設備や駐車場等総合的環境の整った広域斎場を建設します。また、墓地については、墓地の適正な配置や集積化を図ります。

(8) し尿処理

- 老朽化が著しい、し尿処理場については、組合を構成する自治体と協力し、早期の建設に着手し供用開始を目指します。また下水道整備地域における汲み取り便所や単独及び合併浄化槽については、速やかに下水道へ接続することを進めます。

(9) 住宅政策

- 町営住宅については、住宅困窮者に対して、優先的な入居を図ります。また、町営住宅の点検の強化及び適切な維持管理や修繕によりランニングコストの削減を図り、建物の長寿命化に努めます。民間住宅については、高齢者や障がい者等に配慮した住環境整備を支援します。

6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

活力あるまちの形成には、地域の産業が充実していることが重要です。本町の特産品として赤瓦やヒジキが有名であり、これら既存の産業や農業、漁業の活性化を促進するためにも、後継者の育成と人材の確保が求められます。また、マリーナなどを活用したレクリエーション活動や体験型漁業の展開、大型 MICE 施設の受入れ体制の構築など、観光業と連携した新たな産業の創出に努めるとともに、産業全体の活性化により雇用の確保を促進します。

〈旧〉

(3) 防災

- 自主防災組織の拡充や防災知識の普及及び防災訓練の実施に努め、災害時に地域自らが行動し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

(4) ごみ対策

- 循環型社会の構築を目指し、家庭や地域において、ごみの分別を徹底するとともに、引き続き生ごみ処理機の導入に支援を行い、ごみの減量化や排出量の抑制を図ります。

(5) 自然環境

- 自然環境の保全と再生に向けて、住民による清掃活動を積極的に行うとともに、住民活動を支援する体制づくりを確立し、住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目指します。また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、あらゆる方策を講じます。

(6) 環境対策

- 環境に配慮した生活スタイルを確立するため、徒歩や自転車利用、公共交通の利用率向上、ノーマイカーデー設定等の積極的な導入により、CO₂排出の削減を目指した社会環境の整備を図ります。また、公共施設や家庭において節電化や節水化などを積極的に行うことや、愛玩動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を図ることで、環境への意識向上を促進します。

(7) 斎場・墓地

- 斎場については、構成する自治体と協力して、近代的設備や駐車場等総合的環境の整った広域斎場を建設します。また、墓地については、墓地の適正な配置や集積化を図ります。

(8) し尿処理

- 老朽化が著しい、し尿処理場については、組合を構成する自治体と協力し、早期の建設に着手し供用開始を目指します。また下水道整備地域における汲み取り便所や単独及び合併浄化槽については、速やかに下水道へ接続することを進めます。

(9) 住宅政策

- 町営住宅については、住宅困窮者に対して、優先的な入居を図ります。また、町営住宅の点検の強化及び適切な維持管理や修繕によりランニングコストの削減を図り、建物の長寿命化に努めます。民間住宅については、高齢者や障がい者等に配慮した住環境整備を支援します。

6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

活力あるまちの形成には、地域の産業が充実していることが重要です。本町の特産品として赤瓦やヒジキが有名であり、これら既存の産業や農業、漁業の活性化を促進するためにも、後継者の育成と人材の確保が求められます。また、マリーナなどを活用したレクリエーション活動や体験型漁業の展開など、観光業と連携した新たな産業の創出に努めるとともに、産業全体の活性化により雇用の確保を促進します。

〈新〉

(1) 農業及び農業基盤

- 農用地の利用計画、生産基盤の整備開発計画、農用地の保全計画及び規模拡大などの農業振興方向を定め、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図ります。また、農用地の保全や遊休地の活用、農業後継者や新規就農者の育成などを図るとともに特産品の開発やブランド化を推奨し、地元食材の積極的な活用により、地産地消を進めます。

(2) 水産業

- 漁業の活性化を図るため、環境保全に取り組むとともに、浮漁礁や漁場の整備・維持管理に努めます。本町の特産品のひじきについては、新たなメニュー開発、地産地消の推進、消費拡大のためのブランド化に取り組みます。また、安定した漁業経営の確立に向けた体質改善を図り、人材確保や後継者育成に取り組みます。

(3) 工業

- 本町の誇る伝統工芸や主要な地場産業については、新製品の開発や高度化を推奨し、一層の経営革新と技術力の発展を支援するとともに、まちづくりの中に地場産品を積極的に取り入れていくことにより、与那原らしさの創出と伝統の継承を図ります。また窯業の活性化を図るため、住宅、公共施設など建築物における赤瓦等の積極的な使用や、製品の宣伝及び情報発信を高め、高付加価値化などを図ります。

(4) 商業及び中心市街地活性化

- マリントウン東浜地区の商業地と既存の商業地の立地条件、さらに商業、医療、福祉や行政の都市機能がコンパクトに集積する本町の特性を活かしたまちづくりを進めます。また、海辺のまちとしてウォーターフロントの魅力と、歴史・伝統・文化の薫るまちの魅力を融合し、住民や来街者の利便性を高め、商業及び中心市街地の活性化に取り組みます。

(5) 観光

- 地域の資源の発掘と歴史や伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活用するとともに、沖縄芸能の拠点づくりを推進した観光振興を図ります。また、マリーナゾーンを活かした海洋レクリエーション拠点の形成と、南部地域の広域的連携による観光・教育旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。
- 大型 MICE 施設の開業に伴い、国内外からの観光客の増加が期待されることから、受け入れ体制の強化を図ります。

〈旧〉

(1) 農業及び農業基盤

- 農用地の利用計画、生産基盤の整備開発計画、農用地の保全計画及び規模拡大などの農業振興方向を定め、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図ります。また、農用地の保全や遊休地の活用、農業後継者や新規就農者の育成などを図るとともに特産品の開発やブランド化を推奨し、地元食材の積極的な活用により、地産地消を進めます。

(2) 水産業

- 漁業の活性化を図るため、環境保全に取り組むとともに、浮漁礁や漁場の整備・維持管理に努めます。本町の特産品のひじきについては、新たなメニュー開発、地産地消の推進、消費拡大のためのブランド化に取り組みます。また、安定した漁業経営の確立に向けた体質改善を図り、人材確保や後継者育成に取り組みます。

(3) 工業

- 本町の誇る伝統工芸や主要な地場産業については、新製品の開発や高度化を推奨し、一層の経営革新と技術力の発展を支援するとともに、まちづくりの中に地場産品を積極的に取り入れていくことにより、与那原らしさの創出と伝統の継承を図ります。また窯業の活性化を図るため、住宅、公共施設など建築物における赤瓦等の積極的な使用や、製品の宣伝及び情報発信を高め、高付加価値化などを図ります。

(4) 商業及び中心市街地活性化

- マリントウン東浜地区の商業地と既存の商業地の立地条件、さらに商業、医療、福祉や行政の都市機能がコンパクトに集積する本町の特性を活かしたまちづくりを進めます。また、海辺のまちとしてウォーターフロントの魅力と、歴史・伝統・文化の薫るまちの魅力を融合し、住民や来街者の利便性を高め、商業及び中心市街地の活性化に取り組みます。

(5) 観光

- 地域の資源の発掘と歴史や伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活用するとともに、沖縄芸能の拠点づくりを推進した観光振興を図ります。また、マリーナゾーンを活かした海洋レクリエーション拠点の形成と、南部地域の広域的連携による観光・教育旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。

<新>

基本計画

<旧>

基本計画

〈新〉

I 将来人口

1. 与那原町の人口動向

(1) 人口及び世帯数

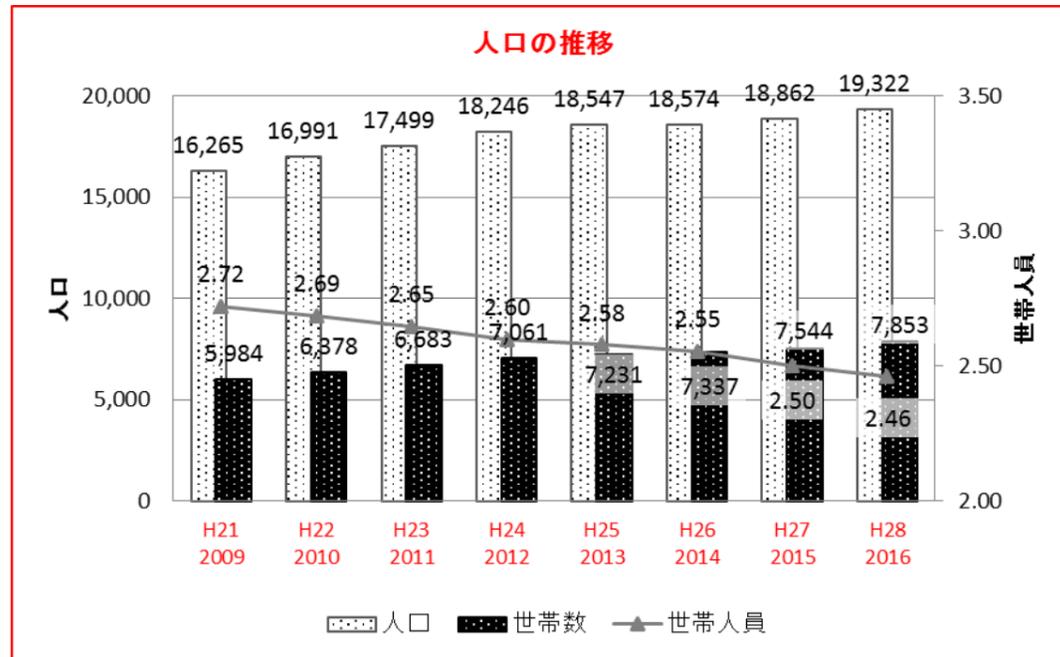
与那原町の人口および世帯数の推移をみると、人口は平成 21 年度の 16,265 人から平成 28 年度の 19,322 人と安定的に増加している。

また、世帯数は、平成 21 年度の 5,984 戸から平成 28 年度の 7,853 戸と増加傾向にあり、世帯人員は、2.72 人から 2.46 人と減少傾向にある。

■人口の推移

	平成 21 年度 2009	平成 22 年度 2010	平成 23 年度 2011	平成 24 年度 2012	平成 25 年度 2013	平成 26 年度 2014	平成 27 年度 2015	平成 28 年度 2016	備考
人口	16,265	16,991	17,499	18,246	18,547	18,574	18,862	19,322	
世帯数	5,984	6,378	6,683	7,061	7,231	7,337	7,544	7,853	
世帯人員	2.72	2.69	2.65	2.60	2.58	2.55	2.50	2.46	

資料：住民基本台帳



(2) 年齢別人口

年齢別人口の推移をみると、年少人口 (0~14 歳) および生産年齢人口 (15~64 歳) は、平成 26 年度を除き、増加傾向となっている。

〈旧〉

I 将来人口

1. 与那原町の人口動向

(1) 人口及び世帯数

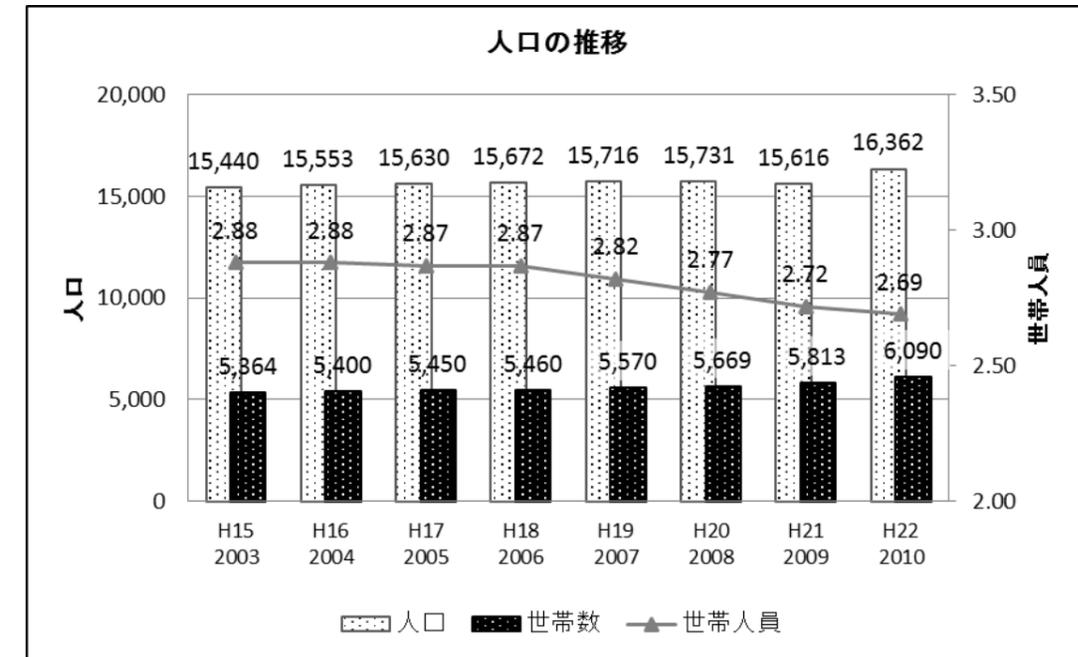
与那原町の人口および世帯数の推移をみると、人口は平成 15 年の 15,440 人から平成 22 年の 16,362 人と安定的に増加している。

また、世帯数は、平成 15 年の 5,364 戸から平成 22 年の 6,090 戸と増加傾向にあり、世帯人員は、2.88 人から 2.69 人と減少傾向にある。

■人口の推移

	平成 15 年 2003	平成 16 年 2004	平成 17 年 2005	平成 18 年 2006	平成 19 年 2007	平成 20 年 2008	平成 21 年 2009	平成 22 年 2010	備考
人口	15,440	15,553	15,630	15,672	15,716	15,731	15,616	16,362	
世帯数	5,364	5,400	5,450	5,460	5,570	5,669	5,813	6,090	
世帯人員	2.88	2.88	2.87	2.87	2.82	2.77	2.72	2.69	

資料：住民基本台帳



(2) 年齢別人口

年齢別人口の推移をみると、年少人口 (0~14 歳) および生産年齢人口 (16~64 歳) は、平成 21 年まで微減となっていたが、平成 21 年から平成 22 年にかけて増加に転じている。

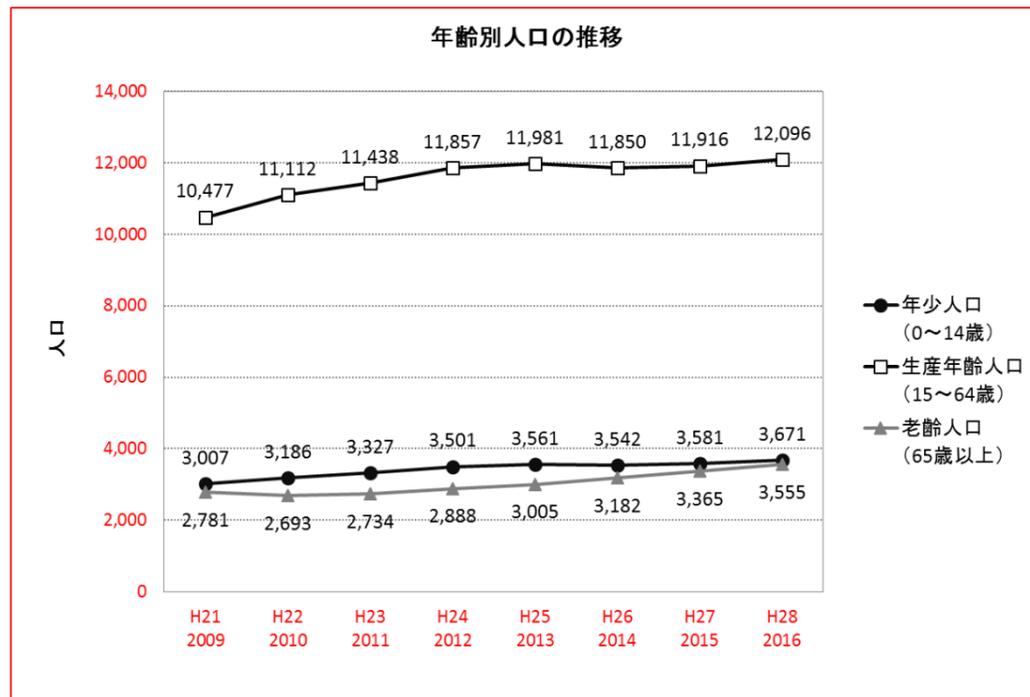
これは、東浜地区の市街地形成とともに、若年層の流入が進んだことが要因と考えられる。

<新>

■年齢別人口の推移 単位：人口

年齢	平成21年度 2009	平成22年度 2010	平成23年度 2011	平成24年度 2012	平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016
0~4	1,019	1,134	1,222	1,292	1,331	1,302	1,299	1,306
5~9	984	1,041	1,059	1,122	1,154	1,166	1,226	1,266
10~14	1,004	1,011	1,046	1,087	1,076	1,074	1,056	1,099
15~19	1,048	1,042	987	1,014	1,032	1,003	1,022	1,059
20~24	960	970	972	987	995	1,000	989	986
25~29	1,081	1,220	1,284	1,320	1,260	1,176	1,158	1,172
30~34	1,124	1,238	1,343	1,424	1,496	1,393	1,404	1,400
35~39	1,190	1,275	1,335	1,379	1,360	1,396	1,376	1,418
40~44	932	1,021	1,126	1,260	1,342	1,411	1,411	1,428
45~49	1,005	995	974	990	1,013	1,023	1,131	1,236
50~54	822	1,037	1,043	1,104	1,066	1,061	1,059	1,070
55~59	1,216	1,215	1,166	1,106	1,118	1,102	1,079	1,088
60~64	1,099	1,099	1,208	1,273	1,299	1,285	1,287	1,239
65~69	703	690	659	729	811	954	1,109	1,240
70~74	664	657	686	717	725	710	679	660
75~79	564	554	561	578	577	596	612	649
80~84	375	367	388	420	436	474	485	496
85~89	261	245	248	251	261	254	274	282
90歳以上	214	180	192	193	195	194	206	228
計	16,265	16,991	17,499	18,246	18,547	18,574	18,862	19,322
年少人口 (0~14歳)	3,007	3,186	3,327	3,501	3,561	3,542	3,581	3,671
生産年齢人口 (15~64歳)	10,477	11,112	11,438	11,857	11,981	11,850	11,916	12,096
高齢人口 (65歳以上)	2,781	2,693	2,734	2,888	3,005	3,182	3,365	3,555
計	16,265	16,991	17,499	18,246	18,547	18,574	18,862	19,322

資料：住民基本台帳(各年度末現在)

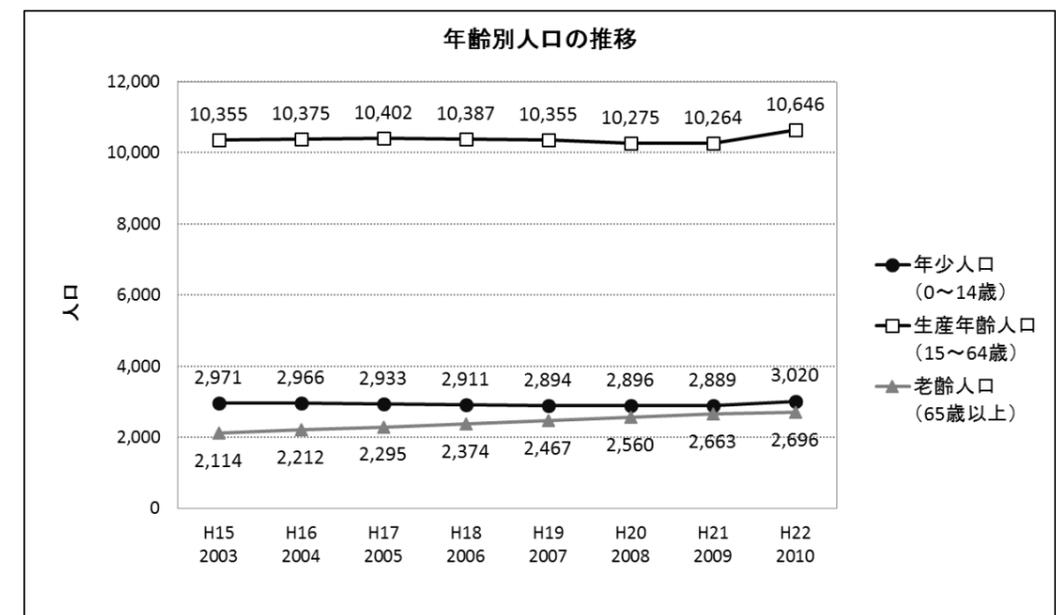


<旧>

■年齢別人口の推移 単位：人口

年齢	平成15年 2003	平成16年 2004	平成17年 2005	平成18年 2006	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平成22年 2010
0~4	925	928	923	916	888	919	926	1,023
5~9	981	980	965	963	997	999	961	992
10~14	1,065	1,058	1,045	1,032	1,009	978	1,002	1,005
15~19	1,200	1,134	1,102	1,051	1,014	962	1,002	1,047
20~24	1,110	1,130	1,123	1,111	1,078	1,064	968	965
25~29	1,130	1,086	1,102	1,106	1,109	1,092	1,082	1,091
30~34	1,027	1,116	1,148	1,161	1,129	1,095	1,066	1,137
35~39	880	888	895	950	1,005	1,059	1,125	1,210
40~44	1,067	1,015	974	948	925	869	891	939
45~49	1,098	1,090	1,065	1,014	1,004	1,070	1,016	1,014
50~54	1,298	1,304	1,276	1,231	1,172	1,051	1,055	1,049
55~59	756	807	944	1,109	1,232	1,273	1,260	1,243
60~64	789	805	773	706	687	740	799	951
65~69	650	664	682	690	728	756	765	744
70~74	529	568	601	607	621	618	646	657
75~79	364	381	393	439	446	479	507	544
80~84	284	293	299	299	314	319	335	333
85~89	167	173	170	187	204	240	247	247
90歳以上	120	133	150	152	154	148	163	171
計	15,440	15,553	15,630	15,672	15,716	15,731	15,816	16,362
年少人口 (0~14歳)	2,971	2,966	2,933	2,911	2,894	2,896	2,889	3,020
生産年齢人口 (15~64歳)	10,355	10,375	10,402	10,387	10,355	10,275	10,264	10,646
高齢人口 (65歳以上)	2,114	2,212	2,295	2,374	2,467	2,560	2,663	2,696
計	15,440	15,553	15,630	15,672	15,716	15,731	15,816	16,362

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

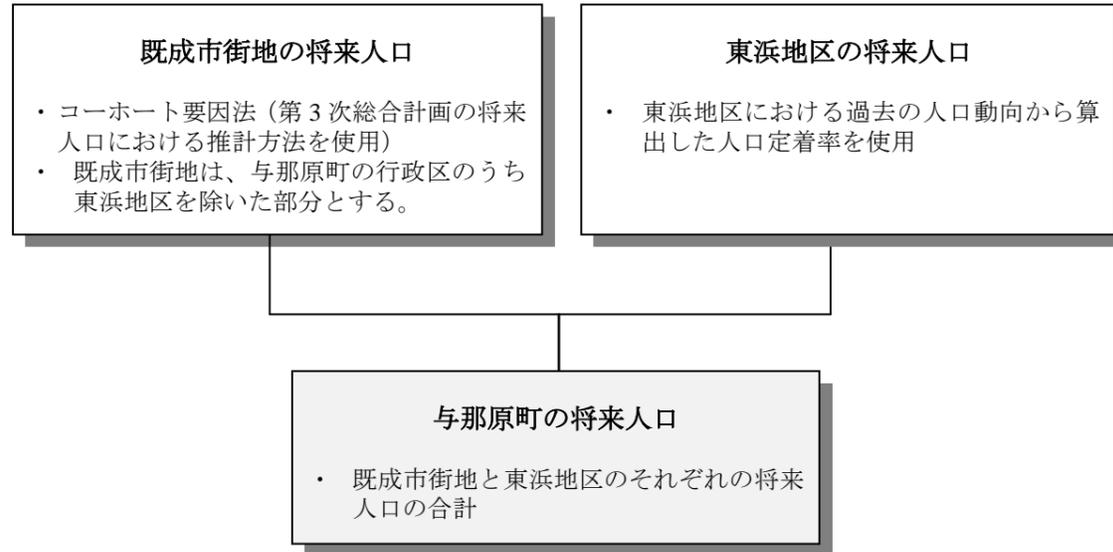


〈新〉

2. 与那原町の将来人口の推計

(1) 将来人口の推計方法

将来人口の推計は、以下のように行う。



(2) コーホート要因法について

コーホート要因法は、国立社会保障人口問題研究所や市町村などで広く用いられている人口推計の手法である。第3次与那原町総合計画における将来人口についても、同手法が採用されている。

コーホートとは、ある年（またはある期間）に出生した集団のことであり、コーホート要因法は、その集団ごとの時間変化を4つの要因（**子ども女性比**、生残率、純移動率、**0～4歳性比**）をあてはめて、人口の変化を推計する方法である。

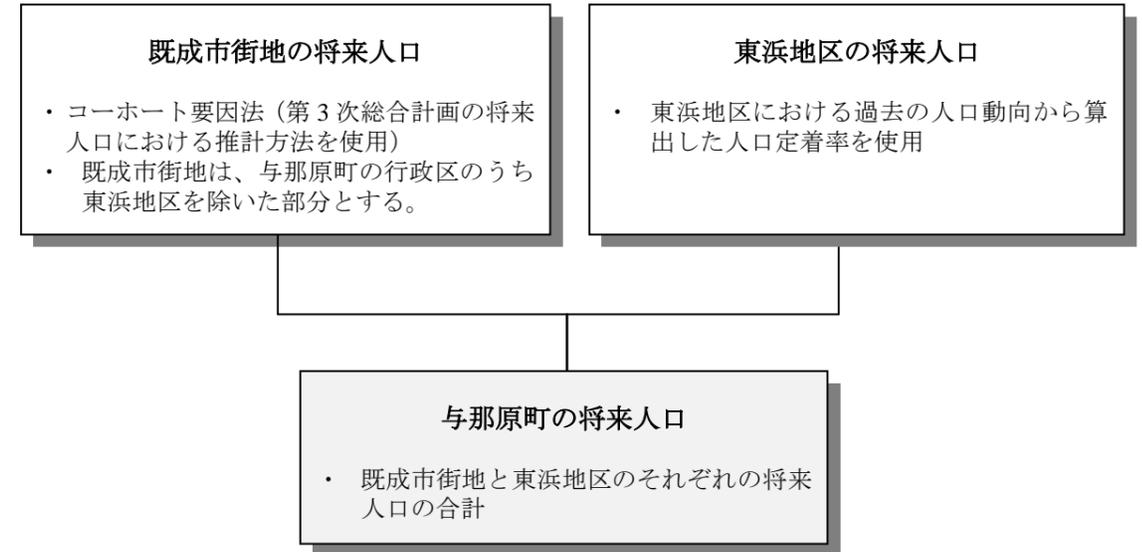
- ① 基準人口は、**平成28年度**の住民基本台帳人口を用いる。
- ② また、要因については以下の仮定値を用いる。
 - ・ **子ども女性比**は、与那原町の仮定値（国立社会保障人口問題研究所**平成25年3月**）
 - ・ 生残率は、与那原町の仮定値（国立社会保障人口問題研究所**平成25年3月**）
 - ・ 純移動率は与那原町の仮定値（国立社会保障人口問題研究所**平成25年3月**）
 - ・ **0～4歳性比**は、与那原町の仮定値（国立社会保障人口問題研究所**平成25年3月**）
- ③ 近年の人口動向を考慮する。
- ④ 既成市街地並びに東浜地区は、コーホート要因法を用いて将来人口を算出。
- ⑤ 上記②と③及び④を合計して、与那原町全体の将来人口とした。

〈旧〉

2. 与那原町の将来人口の推計

(1) 将来人口の推計方法

将来人口の推計は、以下のように行う。



(2) コーホート要因法について

コーホート要因法は、国立社会保障人口問題研究所や市町村などで広く用いられている人口推計の手法である。第3次与那原町総合計画における将来人口についても、同手法が採用されている。

コーホートとは、ある年（またはある期間）に出生した集団のことであり、コーホート要因法は、その集団ごとの時間変化を4つの要因（出生率、生残率、純移動率、出生比率）をあてはめて、人口の変化を推計する方法である。

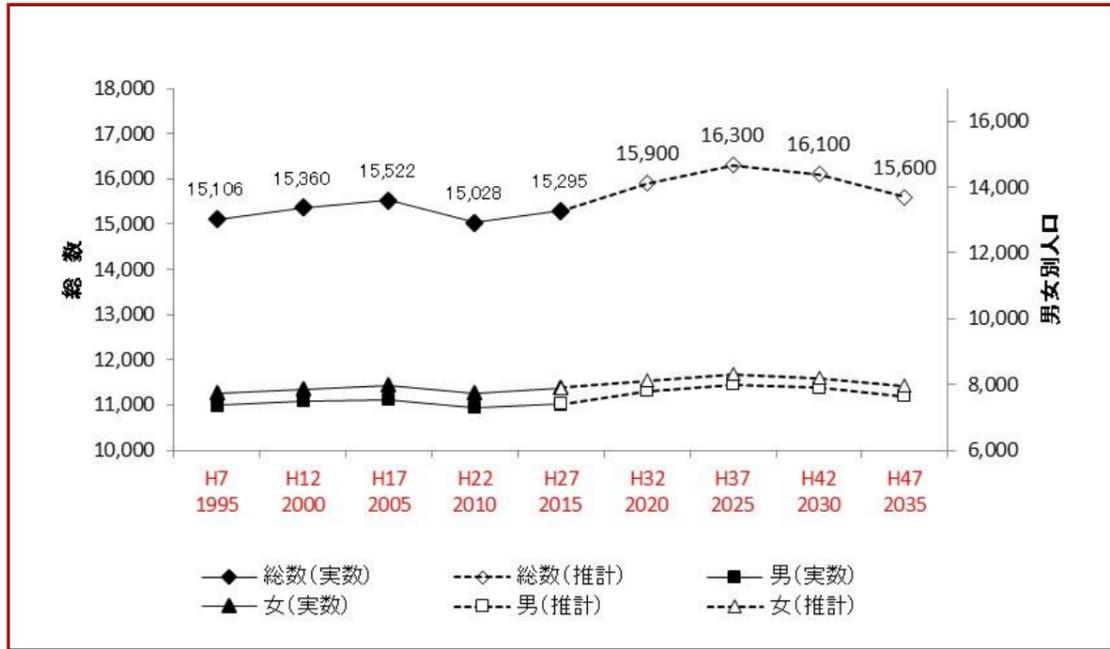
- ① 基準人口は、平成22年4月1日現在の住民基本台帳人口を用いる。
- ② また、要因については以下の仮定値を用いる（第3次与那原町総合計画の将来人口推計に使用されたものと同値）。
 - ・ 特殊出生率は沖縄県の仮定値（国立社会保障人口問題研究所によるH19推計値）
 - ・ 生残率は、0～4歳に関しては平成17年全国生命表、それ以外については、沖縄県の仮定値（国立社会保障人口問題研究所によるH19推計値）
 - ・ 純移動率は平成12年～平成17年の沖縄県の実績
 - ・ 出生性比は、沖縄県の仮定値（国立社会保障人口問題研究所によるH19推計値）

〈新〉

(3) 既成市街地における将来人口

既成市街地における将来人口は、平成 37 年度 16,300 人をピークにして減少傾向となる。
平成 17 年度から平成 22 年度において、不連続な人口減少が見られるのは、東浜地区の市街地形成が進行したことによる既成市街地から東浜地区への町内移動が要因と考えられる。

	実績値					推 計 値			
	住民基本台帳								
	平成7年度 1995	平成12年度 2000	平成17年度 2005	平成22年度 2010	平成27年度 2015	平成32年度 2020	平成37年度 2025	平成42年度 2030	平成47年度 2035
総数	15,106	15,360	15,522	15,028	15,295	15,900	16,300	16,100	15,600
男	7,367	7,500	7,546	7,294	7,401	7,790	7,990	7,900	7,640
女	7,739	7,860	7,976	7,734	7,894	8,110	8,310	8,200	7,960

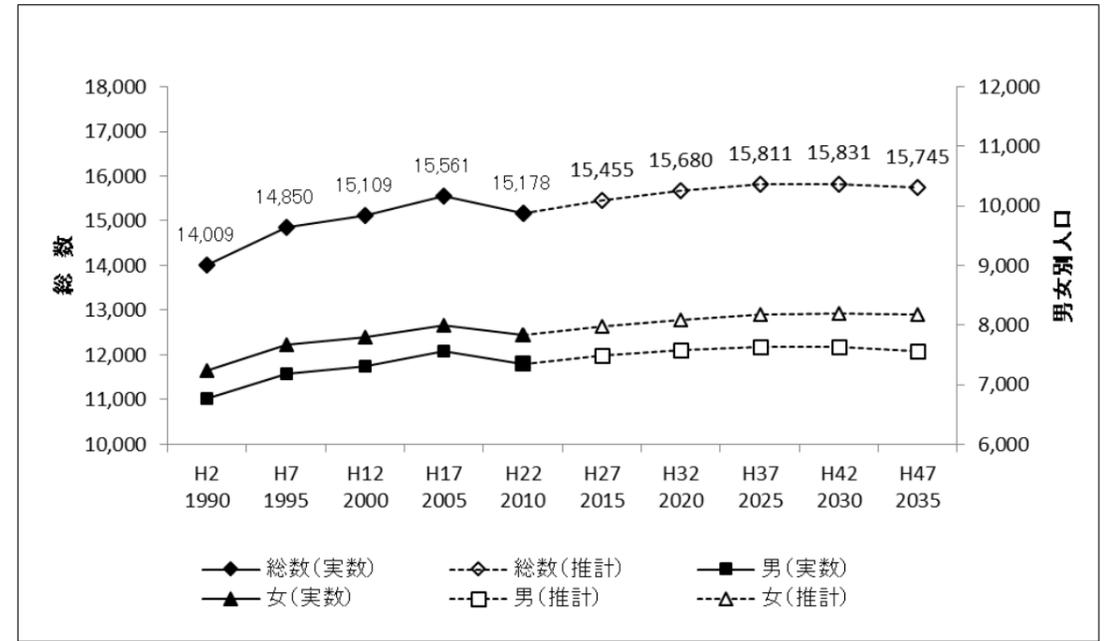


〈旧〉

(3) 既成市街地における将来人口

既成市街地における将来人口は、平成 42 年度 15,831 人をピークにして減少傾向となる。
平成 17 年度から平成 22 年度において、不連続な人口減少が見られるのは、東浜地区の市街地形成が進行したことによる既成市街地から東浜地区への町内移動が要因と考えられる。

	実績値					推 計 値				
	国勢調査人口			住民基本台帳						
	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	平成32年 2020	平成37年 2025	平成42年 2030	平成47年 2035
総数	14,009	14,850	15,109	15,561	15,178	15,455	15,680	15,811	15,831	15,745
男	6,773	7,184	7,316	7,564	7,346	7,483	7,587	7,637	7,627	7,565
女	7,236	7,666	7,793	7,997	7,832	7,971	8,093	8,173	8,203	8,180



〈新〉

(4) 東浜地区における将来人口

1) 東浜地区の人口推計

既存の東浜地区の人口推計は、以下に示すように東浜地区における平成23年度から平成28年度までの5年間における人口動向からコーホート要因法によって推計した。

	実績値		推計値			
	平成22年度 2010	平成27年度 2015	平成32年度 2020	平成37年度 2025	平成42年度 2030	平成47年度 2035
総数	1,963	3,567	5,300	5,600	5,800	5,900
男	974	1,754	2,600	2,700	2,800	2,900
女	989	1,813	2,700	2,900	3,000	3,000

住民基本台帳を基に推計

〈旧〉

(4) 東浜地区における将来人口

1) 東浜地区の人口定着率

以下のとおり、東浜地区における平成17年から平成22年までの5年間における人口動向から、人口定着率を223人/年とする。

■東浜地区の人口推移と人口定着率 単位:人、人/年間

平成17年 2005	平成18年 2006	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平成22年 2010	H17~H22の 増加分	人口定着率 (人/年間)
69	136	253	396	601	1,184	1,115	223

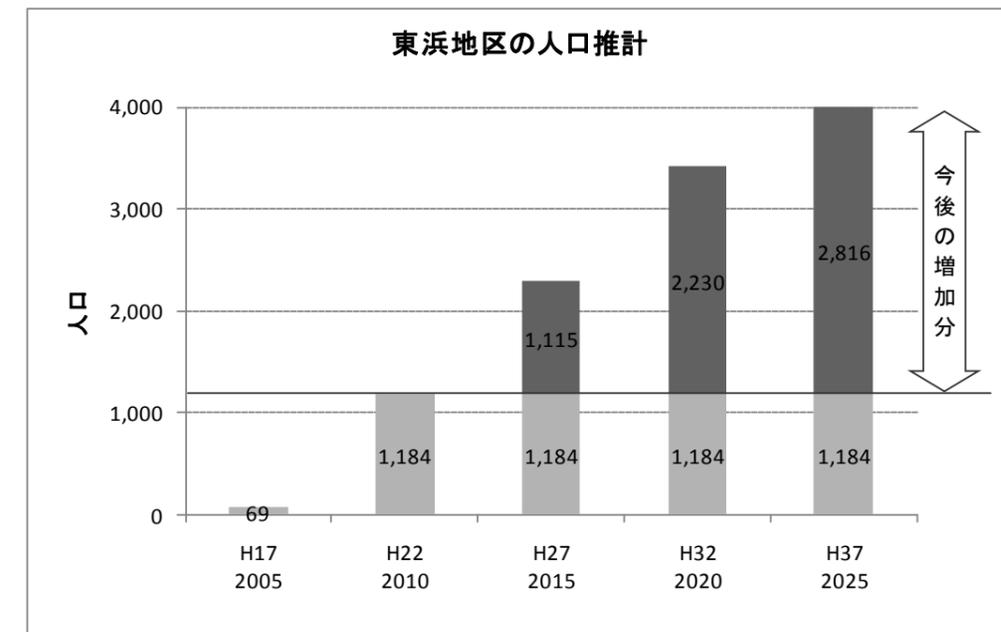
出典:住民基本台帳(各年4月1日現在)

2) 東浜地区の将来人口推計

上記の人口定着率から、東浜地区の人口推計を行うと、平成37年には計画人口4,000人に達する。

■東浜地区の人口推計(5年区分) 単位:人

平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	平成32年 2020	平成37年 2025
69	1,184	2,299	3,414	4,000



<新>

(5) 与那原町の将来人口

既成市街地および東浜地区の将来人口推計を合計し、与那原町における人口推計を行う。

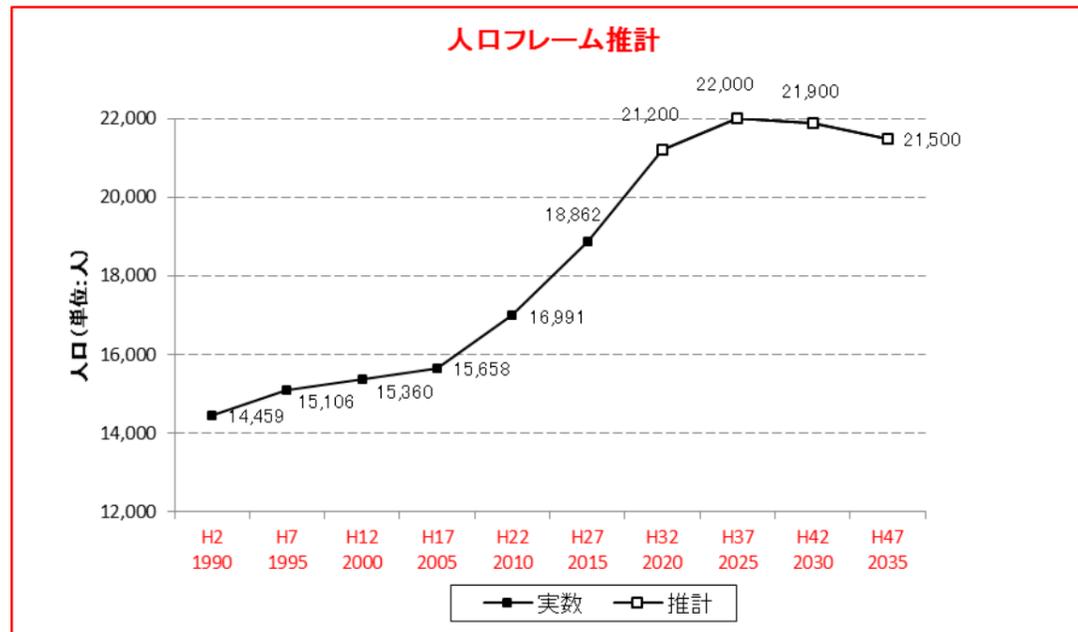
与那原町における将来人口は、平成 22 年度以降増加するが、平成 37 年度の 22,000 人をピークに減少傾向となる。

単位:人

	実績値						推計値				
	平成2年度 1990	平成7年度 1995	平成12年度 2000	平成17年度 2005	平成22年度 2010	平成27年度 2015	平成32年度 2020	平成37年度 2025	平成42年度 2030	平成47年度 2035	
人口	14,459	15,106	15,360	15,658	16,991	18,862	21,200	22,000	21,900	21,500	
既成市街地	14,459	15,106	15,360	15,522	15,028	15,295	15,900	16,400	16,100	15,600	
東浜地区				136	1,963	3,567	5,300	5,600	5,800	5,900	

※既成市街地は、与那原町の行政区のうち東浜地区を除いた部分とする。

※削除



以上より、与那原町における人口フレームは、長期的には 22,000 人 (平成 37 年度) と設定する。

<旧>

(5) 与那原町の将来人口

既成市街地および東浜地区の将来人口推計を合計し、与那原町における人口推計を行う。

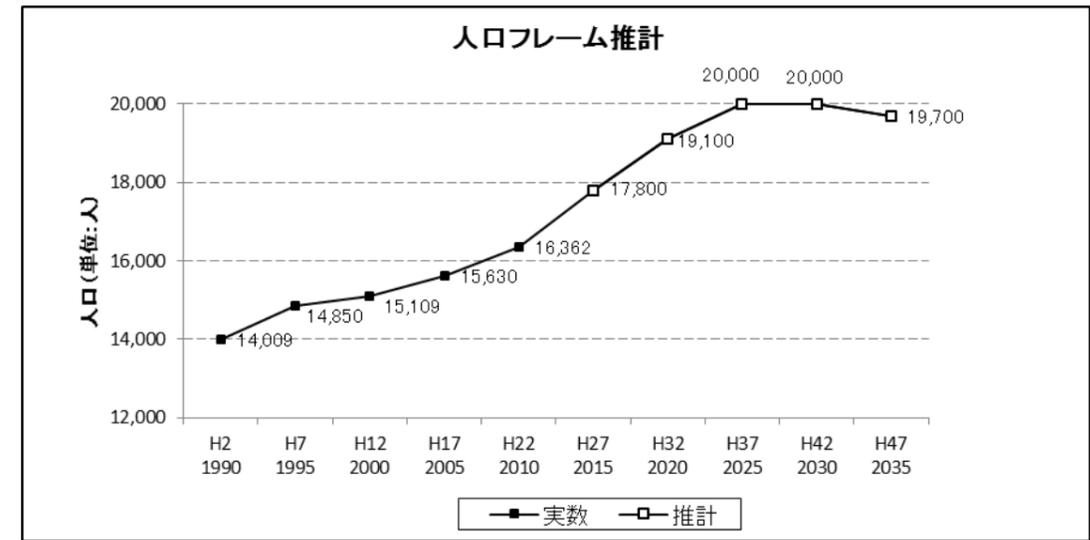
与那原町における将来人口は、平成 22 年以降増加するが、平成 37~42 年の 20,000 人をピークに減少傾向となる。

単位:人

	実績値					推計値				
	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	平成32年 2020	平成37年 2025	平成42年 2030	平成47年 2035
人口	14,009	14,850	15,109	15,630	16,362	17,800	19,100	20,000	20,000	19,700
既成市街地	14,009	14,850	15,109	15,561	15,178	15,500	15,700	16,000	16,000	15,700
東浜地区	-	-	-	69	1,184	2,300	3,400	4,000	4,000	4,000

※既成市街地は、与那原町の行政区のうち東浜地区を除いた部分とする。

※平成37年~平成47年までの東浜地区の人口は、4,000人で一定に推移するものとする。



以上より、与那原町における人口フレームは、長期的には 20,000 人 (平成 37 年) と設定する。

〈新〉

(6) 第4次総合計画 計画人口の推計

第4次総合計画の中間年次である平成26年度において目標であった17,500人を達成し、18,574人であった。

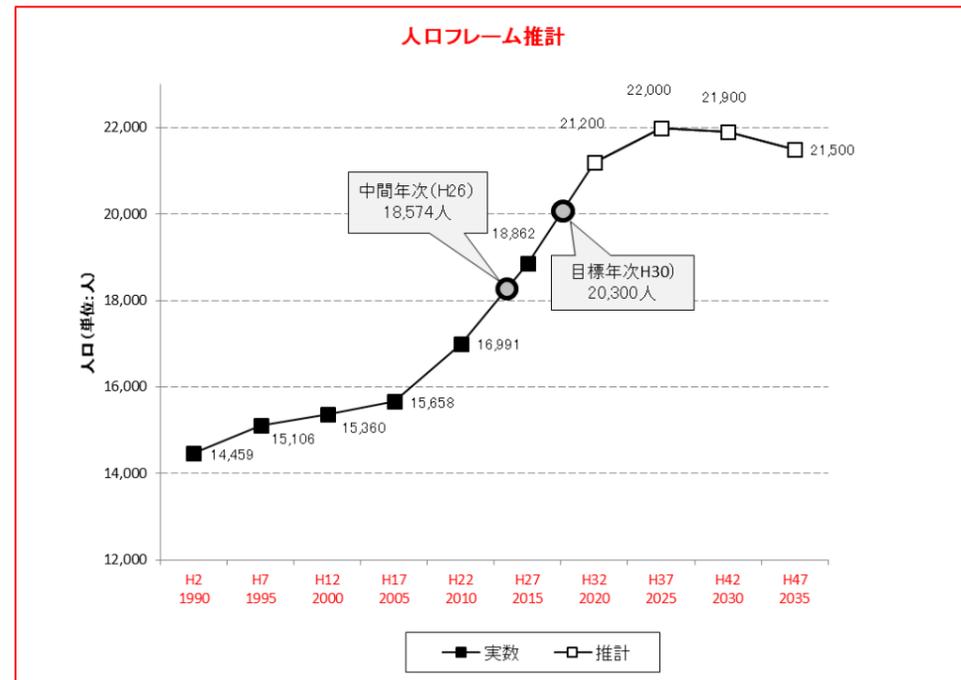
第4次総合計画における計画人口は、5年ごとの将来人口をもとに、各年人口を按分し算出した。

これにより、目標年次である平成30年度において20,300人となる。

■第4次総合計画 計画人口 単位:人

	実績値							推計値			
	平成22年度 2010	平成23年度 2011	平成24年度 2012	平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020
人口	16,991	17,499	18,246	18,547	18,574	18,862	19,322	19,800	20,300	20,700	21,200
既成市街地	15,028	14,810	15,064	15,167	15,113	15,295	15,399	15,500	15,700	15,700	15,900
東浜地区	1,963	2,689	3,182	3,380	3,461	3,567	3,923	4,300	4,600	5,000	5,300

※グレーの網掛けが5年ごとの推計値



以上より、第4次与那原町総合計画の目標人口を 20,300人(平成30年度) とする。

〈旧〉

(6) 第4次総合計画 計画人口の推計

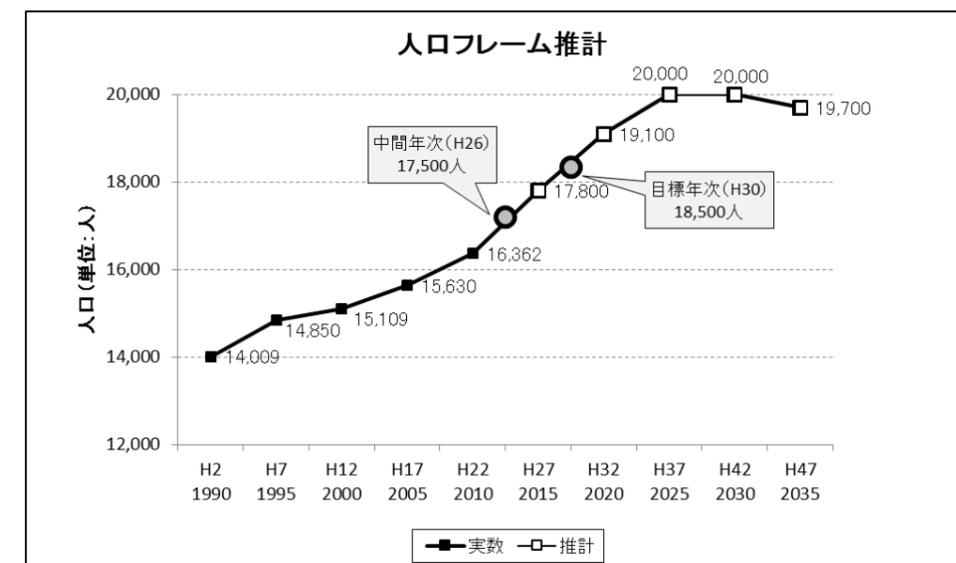
第4次総合計画における計画人口は、5年ごとの将来人口をもとに、各年人口を按分し算出した。

これにより、中間年次である平成26年において17,500人となり、目標年次である平成30年において18,500人となる。

■第4次総合計画 計画人口 単位:人

	実績値	推計値									
	平成22年 2010	平成23年 2011	平成24年 2012	平成25年 2013	平成26年 2014	平成27年 2015	平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	平成32年 2020
人口	16,362	16,600	16,900	17,300	17,500	17,800	18,000	18,300	18,500	18,900	19,100
既成市街地	15,178	15,200	15,300	15,400	15,400	15,500	15,500	15,600	15,600	15,700	15,700
東浜地区	1,184	1,400	1,600	1,900	2,100	2,300	2,500	2,700	2,900	3,200	3,400

※グレーの網掛けが5年ごとの推計値



以上より、第4次与那原町総合計画の中間目標人口を17,500人(平成26年)、目標人口を18,500人(平成30年)とする。

II 土地利用計画

1. 土地利用に関する基本的な考え方

本町は、北西にそびえる運玉森（158m）、東南の雨乞森（133m）にいだかれ、東に中城湾を望む豊かな自然環境に恵まれた沖縄本島で 1 番小さなまちです。主要幹線道路の国道 329 号と国道 331 号が交差する位置にあり、かつては軽便鉄道や山原船が行き交う陸上海上交通の要衝として栄えた歴史があります。近年は、中城湾港マリントウンプロジェクトにより造成された東浜地区に、新たな市街地が形成されています。

土地利用については、コンパクトな町域ならびに交通の要衝にあるという特性を活かした、「住む・働く・憩う」を効率的に行うことができるまちの形成を目指し、住宅地区や商業・工業地区などの都市機能的土地利用と緑地や山林・農地等の自然的土地利用および臨海部の海洋性レクリエーション等との調和の取れた土地利用を図るものとします。

なお、社会状況の変化等により土地利用見直しの必要性が生じた場合には、柔軟な対応を検討します。

2. 利用区分別の土地利用の基本方針

(1) 住宅地区

- 既成市街地の住宅地は、建物が密集した状況となっている。地区内の骨格となる生活道路の整備及び空地を利用したポケットパーク（広場）などの整備による都市基盤の改善を図り、居住環境の向上に努めます。
- 東浜地区は、地区計画に基づいた秩序ある緑豊かな潤いのある住環境の形成に努めます。

(2) 商業地区

- 既成商業地については、これまでの商業集積を活かして身近な買い物が行える商業地として、安心して歩くことができる空間づくりに努めます。
- 東浜地区の商業地については、大規模商業施設を中心として商業機能が集積しつつあり、本町のみならず近隣市町村も含めた広域的な利用も視野に入れた土地利用を進めていきます。
- 既成商業地と東浜地区の商業地は役割を分担しながらも、一体的な商業地として活用を図るものとします。
- 国道 329 号及び国道 331 号沿いについては、住民生活の利便性を向上させる沿道サービス施設を主体とした土地利用を図ります。
- マリントウン・ベイサイド・ビスタ（Bブロック）の未分譲地については、小規模のショッピングモール等を併設したホテルや“沖縄らしさ”が感じられるリゾートスタイルのホテルの誘致に努めます。
- 与那原マリーナ北側の緑地については、大型 MICE 施設を利用する国内外からの来訪者を対象としたハイクラスのホテルの誘致に努めます。
- バスセンター用地は、交通結節機能等を配置するとともに MICE ビジネスに関連する従事者を対象としたホテルの誘致に努めます。
- 東浜 107 番地は、主要幹線道路に接している利便性を活かし、自動車ですムーズに利用できる施設を視野に入れつつ検討します。

II 土地利用計画

1. 土地利用に関する基本的な考え方

本町は、北西にそびえる運玉森（158m）、東南の雨乞森（133m）にいだかれ、東に中城湾を望む豊かな自然環境に恵まれた沖縄本島で 1 番小さなまちです。主要幹線道路の国道 329 号と国道 331 号が交差する位置にあり、かつては軽便鉄道や山原船が行き交う陸上海上交通の要衝として栄えた歴史があります。近年は、中城湾港マリントウンプロジェクトにより造成された東浜地区に、新たな市街地が形成されています。

土地利用については、コンパクトな町域ならびに交通の要衝にあるという特性を活かした、「住む・働く・憩う」を効率的に行うことができるまちの形成を目指し、住宅地区や商業・工業地区などの都市機能的土地利用と緑地や山林・農地等の自然的土地利用および臨海部の海洋性レクリエーション等との調和の取れた土地利用を図るものとします。

なお、社会状況の変化等により土地利用見直しの必要性が生じた場合には、柔軟な対応を検討します。

2. 利用区分別の土地利用の基本方針

(1) 住宅地区

- 既成市街地の住宅地は、建物が密集した状況となっている。地区内の骨格となる生活道路の整備及び空地を利用したポケットパーク（広場）などの整備による都市基盤の改善を図り、居住環境の向上に努めます。
- 東浜地区は、地区計画に基づいた秩序ある緑豊かな潤いのある住環境の形成に努めます。

(2) 商業地区

- 既成商業地については、これまでの商業集積を活かして身近な買い物が行える商業地として、安心して歩くことができる空間づくりに努めます。
- 東浜地区の商業地については、大規模商業施設を中心として商業機能が集積しつつあり、本町のみならず近隣市町村も含めた広域的な利用も視野に入れた土地利用を進めていきます。
- 既成商業地と東浜地区の商業地は役割を分担しながらも、一体的な商業地として活用を図るものとします。
- 国道 329 号及び国道 331 号沿いについては、住民生活の利便性を向上させる沿道サービス施設を主体とした土地利用を図ります。

〈新〉

(3) 工業地区

- 本町の地場産業であるヤチムン工場が集積する上与那原地区は、今後とも伝統産業の育成を図るため工業地として保全し、産業活動の充実を図ります。

(4) 公共公益施設

- 庁舎、学校、福祉施設などの公共公益施設は、住民の日常生活において欠かせないものであり、現在地での利用を維持しつつも、行政サービスの向上や効率化を図るため、他施設との連携、相互利用、共同運営等を検討していきます。
また、社会経済情勢の変化に伴う要求にも耐える公共公益施設の計画的な整備を図ります。

(5) 公園・緑地

- 公園・緑地は、レクリエーション・防災・景観・環境保全などの機能を有するとともに憩いの場として、住民生活に大きく役立っています。今後も住民ニーズに沿った安心で安全性の高い施設環境を確保しながら、機能の充実、適切な維持管理を行います。

(6) 農地

- 大見武地区の土地改良区については、引き続き優良農地として保全活用を図ります。板良敷地区に広がる農地については、都市近郊型農業の展開等に努め、大見武地区とともに本町の農業生産の中心と位置づけます。

(7) 山林・原野

- 良好な自然環境を有する山林・原野については保全を図り、土砂流出防止、水源涵養、大気浄化などの機能の確保に努めます。

(8) 墓地

- 墓地については、適正な配置や集積化を図ります。

(9) 海岸域

- 当添漁港から県道糸満与那原線にかけての海岸線については、リーフが形成されており、豊かな自然資源として保全を努めるとともに、県道糸満与那原線から与那原地区にかけては、人々が水と親しめる親水空間として整備・活用を図ります。

(10) リフレッシュ地域

- 東浜地区のマリーナやシンボル緑地、丘陵地帯のリフレッシュ地域については、人々の余暇活動の場としての活用を図ります。

(11) 大型 MICE 施設

- 2020 年開業予定の大型 MICE 施設用地としての活用を図ります。

(12) 大型 MICE 施設支援地域

- 大型 MICE 施設支援地域を来訪者の受け入れ体制の強化や周辺環境の整備など大型 MICE 施設と一体となった整備を図ります。

〈旧〉

(3) 工業地区

- 本町の地場産業であるヤチムン工場が集積する上与那原地区は、今後とも伝統産業の育成を図るため工業地として保全し、産業活動の充実を図ります。板良敷地区の工業地は、ガス関連企業等が立地していますが、今後は周辺の住環境に配慮した土地利用を検討します。

(4) 公共公益施設

- 庁舎、学校、福祉施設などの公共公益施設は、住民の日常生活において欠かせないものであり、現在地での利用を継続するとともに、必要に応じて適正な位置での整備を検討します。

(5) 公園・緑地

- 公園・緑地は、レクリエーション・防災・景観・環境保全などの機能を有するとともに憩いの場として、住民生活に大きく役立っています。今後も住民ニーズに沿った安心で安全性の高い施設環境を確保しながら、機能の充実、適切な維持管理を行います。

(6) 農地

- 大見武地区の土地改良区については、引き続き優良農地として保全活用を図ります。板良敷地区に広がる農地については、都市近郊型農業の展開等に努め、大見武地区とともに本町の農業生産の中心と位置づけます。

(7) 山林・原野

- 良好な自然環境を有する山林・原野については保全を図り、土砂流出防止、水源涵養、大気浄化などの機能の確保に努めます。

(8) 墓地

- 墓地については、適正な配置や集積化を図ります。

(9) 海岸域

- 当添漁港から県道糸満与那原線にかけての海岸線については、リーフが形成されており、豊かな自然資源として保全を努めるとともに、県道糸満与那原線から与那原地区にかけては、人々が水と親しめる親水空間として整備・活用を図ります。

(10) リフレッシュ地域

- 東浜地区のマリーナやシンボル緑地、丘陵地帯のリフレッシュ地域については、人々の余暇活動の場としての活用を図ります。

III 施策の方向

第4次与那原町総合計画基本計画の構成は以下の通りとする。
まちの将来像 まちの目標 まちづくりの基本方針

施策の方向	施策の概要
1. 協働と連携、未来につながるまちづくり	(1) 住民協働のまちづくり 自治会への加入促進、地域拠点施設的环境整備 等 (2) 情報の共有・共有で築くまち 行政情報を得やすい仕組みづくり、新たな情報発信手段の検討 等 (3) 自律・自立するまち まちづくりに関する勉強会の開催、人権擁護活動の実施、男女共同参画、女性リーダーの育成 等 (4) 構想実現のために 計画策定などへの住民参画、総合窓口の設置、税金の仕組みに関する教育 等
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり	(1) 学校教育 学校と家庭・地域の交流、学校教育の情報公開、幼児教育・学校教育・特別支援教育の充実 等 (2) 家庭教育 家庭教育支援の充実、家庭学習や読書の習慣化、子育て支援の充実 等 (3) 社会教育 人材の活用・育成、コミュニティセンターや公民館等の充実、夜間パトロールの実施 等 (4) 文化・スポーツ活動 文化財の調査・登録・保全整備、伝統行事への参加の推進、指導者の育成 等
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり	(1) 地域福祉 福祉活動の周知、人材や団体への育成・支援、「地域福祉計画」の策定、福祉教育等の促進 等 (2) 子どもの福祉 「与那原町次世代育成支援行動計画」の推進、保育サービスの充実、関係機関との連携強化 等 (3) 高齢者の福祉 就労環境の整備、介護予防の取り組み実施、「与那原町高齢者保健福祉計画」の推進 等 (4) 障がい者（児）の福祉 町民との交流促進、就労支援の実施、「与那原町障がい者計画及び障がい福祉計画」の推進 等 (5) 生活困窮者の支援 各種制度の周知、経済的自立支援、ひとり親世帯への各種制度の充実 等 (6) 健康づくり 運動しやすい環境整備、健康診断等の受診促進、心の健康、専門家の確保と資質向上 等 (7) 保健医療福祉のネットワークづくり 保健医療福祉の関係機関・行政機関のネットワーク構築 等
4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり	(1) 市街地整備 東浜地区における新市街地の形成、既成市街地の整備、大型MIX施設整備に伴う機能の充実 等 (2) 道路体系 主要幹線道路の整備促進、歩行者ネットワークの確立、自転車利用促進の道路整備 等 (3) 公共交通機関の利便性の向上 LRT等による公共交通システムの確立、利便性の良い移動しやすい交通環境の確立 等 (4) 緑化 屋上緑化や壁面緑化の促進、街路樹の整備、住民の緑化意識の高揚、緑化運動の実施 等 (5) 上水道 水道施設改修整備、災害・非常時に備えた整備、漏水防止対策、水質事故の防止 等 (6) 下水道 下水道整備促進、浸水対策、下水道接続率の向上 等 (7) 都市計画 都市マスタープランの策定、地域の特色を生かした土地利用、公園等の整備、公共施設整備の整備、適正な土地利用計画 等
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり	(1) 防犯・交通安全対策 安全な道路環境の整備、地域防犯パトロールの実施、防犯灯の設置 等 (2) 消防・救急 救急時に対応できる人材育成、一次避難場所の確保、応急手当等の知識の普及 等 (3) 防災 与那原町地域防災計画の周知、防災に対する意識の醸成、安心・安全で災害に強いまちづくり (4) ごみ対策 最終処分場の整備、ごみ処理に対する意識の向上、ごみの再資源化への支援や啓発 等 (5) 自然環境 自然環境の保全、環境保全活動への支援体制の充実、親水性の確保や自然環境に配慮した整備 等 (6) 環境対策 自然材料の活用と省材料化の奨励、公共交通・自転車交通などの利用促進 等 (7) 斎場・墓地 広域斎場の建設、民間墓地開発の適正な誘導、公営墓地等の整備検討 等 (8) し尿処理 し尿処理場の早期整備、下水道未整備区域における合併浄化槽の推奨 等 (9) 住宅政策 住宅困窮者の町営住宅への優先的入居、高齢者や障がい者等に配慮した住環境の整備支援 等
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	(1) 農業及び農業基盤 農地の保全と遊休地の解消、農業の近代化・高度化の促進、特産品の創出とブランド化の促進 等 (2) 水産業 漁場の維持と漁業環境の整備、資源の安定確保とブランド化の推進、人材確保と後継者育成 等 (3) 工業 産業など地場産業の活性化、新たな市場の開拓、技術の継承と人材の育成 等 (4) 商業及び中心市街地活性化 商業拠点の形成、商店街の活性化・近代化及び経営安定化、魅力ある賑わいの場の創出 等 (5) 観光 大綱島の活用、観光ガイドの育成、企業誘致による雇用の拡大、体験型観光の充実 等

※ [] は、一部改訂箇所

III 施策の方向

第4次与那原町総合計画基本計画の構成は以下の通りとする。
まちの将来像 まちの目標 まちづくりの基本方針

施策の方向	施策の概要
1. 協働と連携、未来につながるまちづくり	(1) 住民協働のまちづくり 自治会への加入促進、地域拠点施設的环境整備 等 (2) 情報の共有・共有で築くまち 行政情報を得やすい仕組みづくり、新たな情報発信手段の検討 等 (3) 自律・自立するまち まちづくりに関する勉強会の開催、人権擁護活動の実施、男女共同参画、女性リーダーの育成 等 (4) 構想実現のために 計画策定などへの住民参画、総合窓口の設置、税金の仕組みに関する教育 等
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり	(1) 学校教育 学校と家庭・地域の交流、学校教育の情報公開、幼児教育・学校教育・特別支援教育の充実 等 (2) 家庭教育 家庭教育支援の充実、家庭学習や読書の習慣化、子育て支援の充実 等 (3) 社会教育 人材の活用・育成、コミュニティセンターや公民館等の充実、夜間パトロールの実施 等 (4) 文化・スポーツ活動 文化財の調査・登録・保全整備、伝統行事への参加の推進、指導者の育成 等
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり	(1) 地域福祉 福祉活動の周知、人材や団体への育成・支援、「地域福祉計画」の策定、福祉教育等の促進 等 (2) 子どもの福祉 「与那原町次世代育成支援行動計画」の推進、保育サービスの充実、関係機関との連携強化 等 (3) 高齢者の福祉 就労環境の整備、介護予防の取り組み実施、「与那原町高齢者保健福祉計画」の推進 等 (4) 障がい者（児）の福祉 町民との交流促進、就労支援の実施、「与那原町障がい者計画及び障がい福祉計画」の推進 等 (5) 生活困窮者の支援 各種制度の周知、経済的自立支援、ひとり親世帯への各種制度の充実 等 (6) 健康づくり 運動しやすい環境整備、健康診断等の受診促進、心の健康、専門家の確保と資質向上 等 (7) 保健医療福祉のネットワークづくり 保健医療福祉の関係機関・行政機関のネットワーク構築 等
4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり	(1) 市街地整備 東浜地区における新市街地の形成、既成市街地の整備 等 (2) 道路体系 主要幹線道路の整備促進、歩行者ネットワークの確立、自転車利用促進の道路整備 等 (3) 公共交通機関の利便性の向上 LRT等による公共交通システムの確立、利便性の良い移動しやすい交通環境の確立 等 (4) 緑化 屋上緑化や壁面緑化の促進、街路樹の整備、住民の緑化意識の高揚、緑化運動の実施 等 (5) 上水道 水道施設改修整備、災害・非常時に備えた整備、漏水防止対策、水質事故の防止 等 (6) 下水道 下水道整備促進、浸水対策、下水道接続率の向上 等 (7) 都市計画 都市計画マスタープランの策定、地域の特色を生かした土地利用、公園等の整備 等
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり	(1) 防犯・交通安全対策 安全な道路環境の整備、地域防犯パトロールの実施、防犯灯の設置 等 (2) 消防・救急 救急時に対応できる人材育成、一次避難場所の確保、応急手当等の知識の普及 等 (3) 防災 与那原町地域防災計画の周知、防災に対する意識の醸成 (4) ごみ対策 最終処分場の整備、ごみ処理に対する意識の向上、ごみの再資源化への支援や啓発 等 (5) 自然環境 自然環境の保全、環境保全活動への支援体制の充実、親水性の確保や自然環境に配慮した整備 等 (6) 環境対策 自然材料の活用と省材料化の奨励、公共交通・自転車交通などの利用促進 等 (7) 斎場・墓地 広域斎場の建設、民間墓地開発の適正な誘導、公営墓地等の整備検討 等 (8) し尿処理 し尿処理場の早期整備、下水道未整備区域における合併浄化槽の推奨 等 (9) 住宅政策 住宅困窮者の町営住宅への優先的入居、高齢者や障がい者等に配慮した住環境の整備支援 等
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり	(1) 農業及び農業基盤 農地の保全と遊休地の解消、農業の近代化・高度化の促進、特産品の創出とブランド化の促進 等 (2) 水産業 漁場の維持と漁業環境の整備、資源の安定確保とブランド化の推進、人材確保と後継者育成 等 (3) 工業 産業など地場産業の活性化、新たな市場の開拓、技術の継承と人材の育成 等 (4) 商業及び中心市街地活性化 商業拠点の形成、商店街の活性化・近代化及び経営安定化、魅力ある賑わいの場の創出 等 (5) 観光 大綱島の活用、観光ガイドの育成、企業誘致による雇用の拡大、体験型観光の充実 等

<新>

コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

市街地整備

道路体系

公共交通機関の利便性の向上

緑化

上水道

下水道

都市計画

<旧>

コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

市街地整備

道路体系

公共交通機関の利便性の向上

緑化

上水道

下水道

都市計画

〈新〉

4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

(1) 市街地整備

現状と課題

- 我が国は、急速な都市化の時代を経て、安定・成熟した都市型社会の時代を迎えつつあり、行政と地域住民とが一体となって、地域特性に応じた個性豊かなまちづくりに本格的に取り組んでいく必要性が高まっています。
- 本町は、那覇市、浦添市、糸満市、宜野湾市、豊見城市、中城村、北中城村、西原町、南風原町、八重瀬町の5市3町2村が一体となって、整備、開発または、保全をおこなうべき地域として、那覇広域都市計画区域に含まれています。
- 本町の市街地は、北西および東南の丘陵地に囲まれ、東に中城湾を望み、主要幹線道路である国道329号及び331号沿道を中心として、公共施設や商業・業務機能がコンパクトに集積しています。
- 国道329号と331号の交差点周辺において商業地が形成されていますが、周辺市町村における大規模商業施設の立地や、車社会の進行、商店街の近代化の立ち遅れ等もあり、魅力度、拠点性ともに低下しています。
- マリナタウンプロジェクトにより、住宅、商業、業務施設等の都市機能施設とマリナー、シンボル緑地等の港湾施設を一体的に整備し、東部地域の拠点都市としての復活と、潤いのある海辺のまちづくりの実現に向け、県と町が一体となって推進していく必要があります。

施策の方向

【基本方針】

本町の歴史的、文化的遺産を継承しながら、自然環境と調和した快適な生活環境の整備を進め、人々が行き交い集い、賑わいのある沖縄本島東部地域の拠点都市としてふさわしい魅力的な市街地形成に取り組めます。また、大型MICE施設整備に伴い、来訪者の多様なニーズに対応できる機能の充実に努めるとともに町民と大型MICE施設への来訪者との車両の通行の合流や交錯を軽減する市街地整備の形成に取り組めます。

【施策の概要】

- ① 東浜地区における新市街地の形成
 - 潤いのある良好な住宅地の形成に努めます。
 - 商業地や業務施設等の集積を高め、拠点性の強い市街地の形成を図るとともに、利用者の利便性向上や商業地の魅力向上に努めます。
 - マリナーやシンボル緑地等の施設を活用し、海洋性レクリエーション機能の充実に努めます。

〈旧〉

4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

(1) 市街地整備

現状と課題

- 我が国は、急速な都市化の時代を経て、安定・成熟した都市型社会の時代を迎えつつあり、行政と地域住民とが一体となって、地域特性に応じた個性豊かなまちづくりに本格的に取り組んでいく必要性が高まっています。
- 本町は、那覇市、浦添市、糸満市、宜野湾市、豊見城市、中城村、北中城村、西原町、南風原町、八重瀬町の5市3町2村が一体となって、整備、開発または、保全をおこなうべき地域として、那覇広域都市計画区域に含まれています。
- 本町の市街地は、北西および東南の丘陵地に囲まれ、東に中城湾を望み、主要幹線道路である国道329号及び331号沿道を中心として、公共施設や商業・業務機能がコンパクトに集積しています。
- 国道329号と331号の交差点周辺において商業地が形成されていますが、周辺市町村における大規模商業施設の立地や、車社会の進行、商店街の近代化の立ち遅れ等もあり、魅力度、拠点性ともに低下しています。
- マリナタウンプロジェクトにより、住宅、商業、業務施設等の都市機能施設とマリナー、シンボル緑地等の港湾施設を一体的に整備し、東部地域の拠点都市としての復活と、潤いのある海辺のまちづくりの実現に向け、県と町が一体となって推進していく必要があります。

施策の方向

【基本方針】

本町の歴史的、文化的遺産を継承しながら、自然環境と調和した快適な生活環境の整備を進め、人々が行き交い集い、賑わいのある沖縄本島東部地域の拠点都市としてふさわしい魅力的な市街地形成に取り組めます。

【施策の概要】

- ① 東浜地区における新市街地の形成
 - 関係機関と連携し、潤いのある良好な住宅地の形成に努めます。
 - 商業地や業務施設等の集積を高め、拠点性の強い市街地の形成を図るとともに、利用者の利便性向上や商業地の魅力向上に努めます。
 - 臨海部においては、マリナーやシンボル緑地等の施設整備を推進し、海洋性レクリエーション機能の充実に努めます。

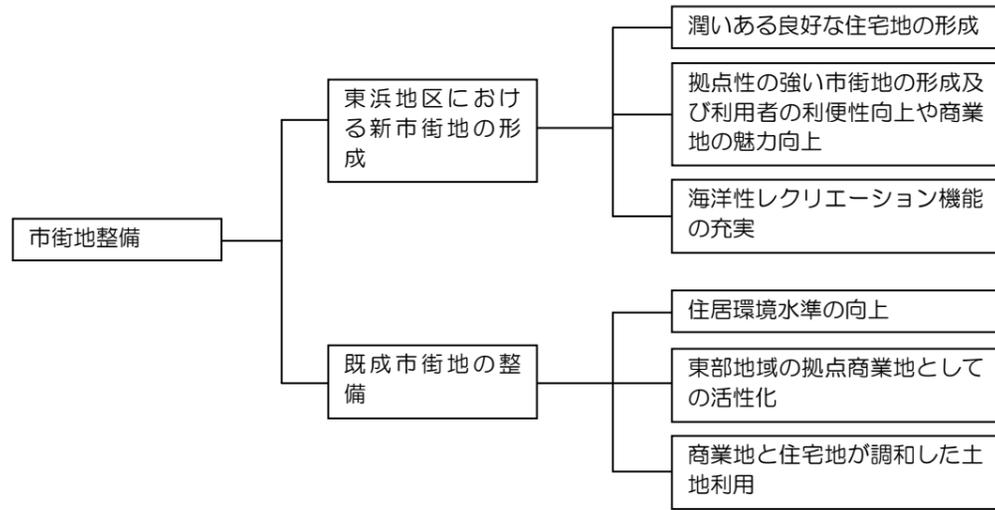
〈新〉

② 既成市街地の整備

- 住宅地については、生活道路の整備、または空地等を利用したポケットパーク（広場）の整備等により、住居環境水準の向上に努めます。
- 商業地については、「与那原町中心市街地活性化基本計画」に基づき、東浜地区と一体的に整備を図り、東部地域の拠点商業地として活性化を図ります。
- 幹線道路沿いの市街地については、住民生活の利便性を向上させる沿道サービス施設など商業地と背後地の住宅地が調和した土地利用を進めます。



【施策の体系】



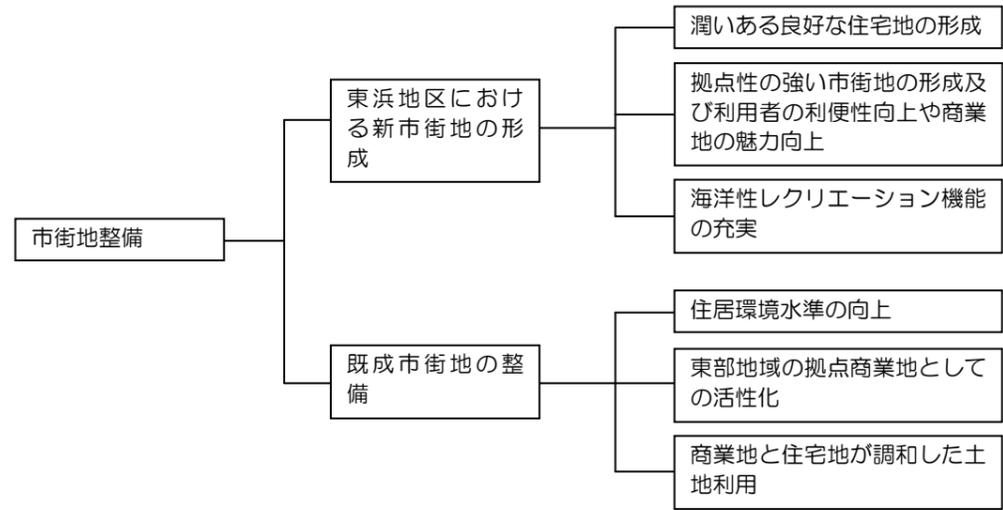
〈旧〉

② 既成市街地の整備

- 住宅地については、生活道路の整備、または空地等を利用したポケットパーク（広場）の整備等により、住居環境水準の向上に努めます。
- 商業地については、「与那原町中心市街地活性化基本計画」に基づき、東浜地区と一体的に整備を図り、東部地域の拠点商業地として活性化を図ります。
- 幹線道路沿いの市街地については、住民生活の利便性を向上させる沿道サービス施設など商業地と背後地の住宅地が調和した土地利用を進めます。



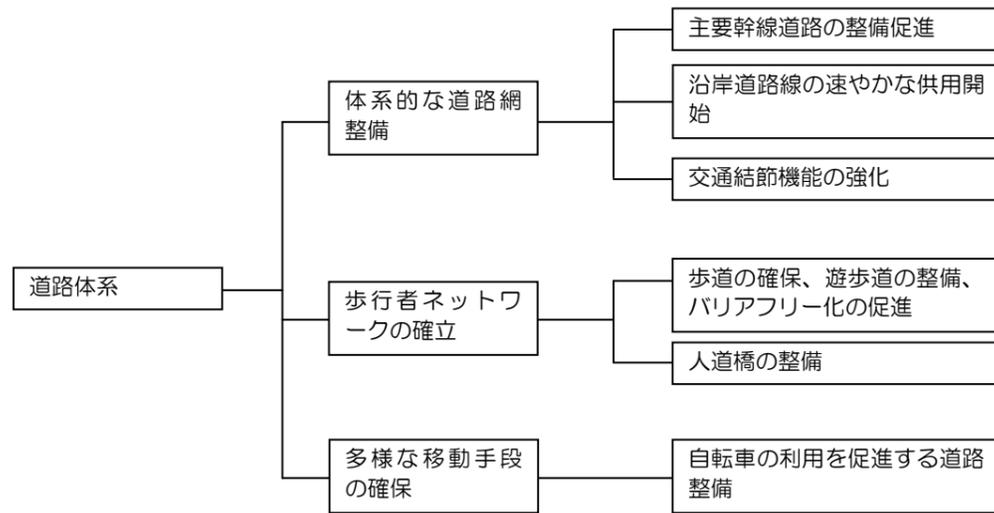
【施策の体系】



〈新〉

- ② 歩行者ネットワークの確立
 - 今後、整備する道路については、歩道の確保や、遊歩道の整備、バリアフリー化を促進します。
 - 東浜地区における歩行者の円滑な移動や通学路、災害時の避難路を確保するため、人道橋の整備を図ります。
- ③ 多様な移動手段の確保
 - 環境問題への対応や、市街地の回遊性の向上を図ることから、自転車の利用を促進する道路整備を図ります。

【施策の体系】



【参考データ】

主要断面交通量の状況

(単位：台)

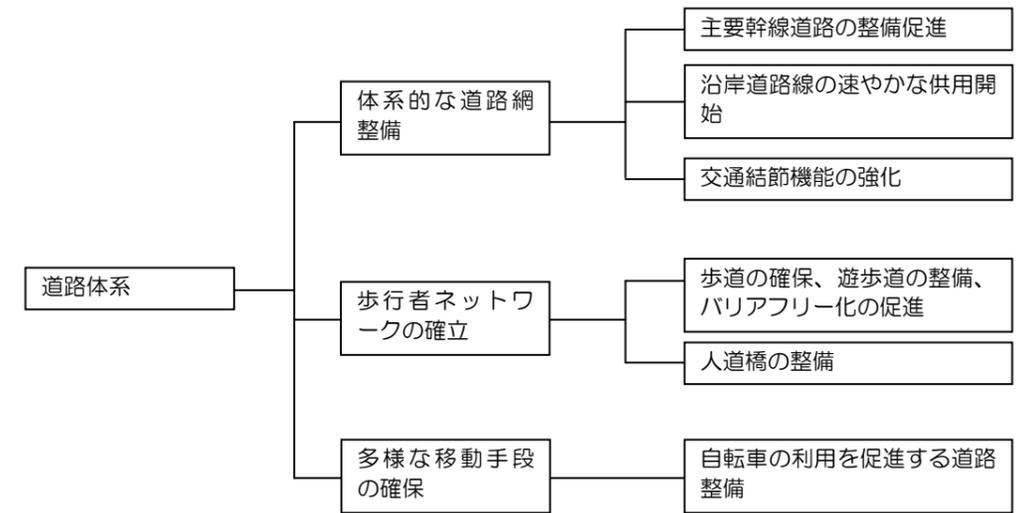
路線名	観測地点名	12時間交通量							H17 混雑度
		S60	S63	H2	H6	H9	H11	H17	
国道331号	字板良敷	14,831	18,634	18,139	19,895	20,407	21,042	20,183	1.25
県道糸満与那原線	字与那原	1,454	1,576	2,979	2,974	2,108	2,123	—	—

資料：「道路交通センサス一般交通量調査 箇所別基本表」

〈旧〉

- ② 歩行者ネットワークの確立
 - 今後、整備する道路については、歩道の確保や、遊歩道の整備、バリアフリー化を促進します。
 - 東浜地区における歩行者の円滑な移動や通学路、災害時の避難路を確保するため、人道橋の整備を図ります。
- ③ 多様な移動手段の確保
 - 環境問題への対応や、市街地の回遊性の向上を図ることから、自転車の利用を促進する道路整備を図ります。

【施策の体系】



【参考データ】

主要断面交通量の状況

(単位：台)

路線名	観測地点名	12時間交通量							H17 混雑度
		S60	S63	H2	H6	H9	H11	H17	
国道331号	字板良敷	14,831	18,634	18,139	19,895	20,407	21,042	20,183	1.25
県道糸満与那原線	字与那原	1,454	1,576	2,979	2,974	2,108	2,123	—	—

資料：「道路交通センサス一般交通量調査 箇所別基本表」

〈新〉

(7) 都市計画

現状と課題

- 本町は、那覇市、糸満市、豊見城市、浦添市、宜野湾市、西原町、北中城村、中城村、南風原町、八重瀬町が一体となって、整備、開発または、保全をおこなうべき地域として、那覇広域都市計画区域に含まれています。
- 市街化を促進すべき地域としての市街化区域と、当面市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域が昭和49年に制定されています。市街化区域については、面積約266haと本町域の約55%を占めています。
- 与那原町都市計画マスタープランは、社会情勢や本町の現状・課題などから、見直しが必要です。
- 公園や緑地は、地域住民にとって「潤い」と「やすらぎ」をもたらす身近なレクリエーションや自然とのふれあいの場であるとともに、美しく快適な空間の形成にも大きな役割を担っています。
- 公園の整備状況をみると、街区公園は7カ所(1.27ha)、近隣公園は2カ所(3.42ha)、地区公園は与那古浜公園の1カ所(4.16ha)、その他御殿山青少年広場(1.09ha)が整備済です。
- 町民一人あたりの公園面積が6.21㎡と那覇広域都市計画区域平均の6.65㎡/人(平成22.3)を下回っている状況にあります。
- 本町の既存市街地は、住宅が密集し全体的に緑が少ない町並みとなっているため、良好で多様な景観形成が望まれます。

施策の方向

【基本方針】

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに適正な制限のもと、土地の合理的な利用を図ります。また、都市基盤の基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、均衡ある町域の形成に取り組みます。

さらに、急速に変化する社会情勢や多様化する住民ニーズへの対応、行政サービスの向上にも適切に対応できるよう見直しを図ります。

【施策の概要】

- ① 都市計画マスタープランの策定
 - まちづくりの基本となる都市計画マスタープランを策定します。
- ② 地域の特色を活かした土地利用
 - 良好な市街地を形成し、住環境の向上に努めます。
 - 賑わいのある商業地の形成を図るとともに、近接する住宅地との調和に努めます。
 - 運玉森、雨乞森などの緑地については、本町の貴重な自然環境として保全に取り組みます。また、開発行為については、自然環境との調和を図るため、関連法令、条例等のもと慎重に精査・検討を行います。

〈旧〉

(7) 都市計画

現状と課題

- 本町は、那覇市、糸満市、豊見城市、浦添市、宜野湾市、西原町、北中城村、中城村、南風原町、八重瀬町が一体となって、整備、開発または、保全をおこなうべき地域として、那覇広域都市計画区域に含まれています。
- 市街化を促進すべき地域としての市街化区域と、当面市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域が昭和49年に制定されています。市街化区域については、面積約266haと本町域の約55%を占めています。
- 与那原町都市計画マスタープランは、社会情勢や本町の現状・課題などから、見直しが必要です。
- 公園や緑地は、地域住民にとって「潤い」と「やすらぎ」をもたらす身近なレクリエーションや自然とのふれあいの場であるとともに、美しく快適な空間の形成にも大きな役割を担っています。
- 公園の整備状況をみると、街区公園は7カ所(1.27ha)、近隣公園は2カ所(3.42ha)、地区公園は与那古浜公園の1カ所(4.16ha)、その他御殿山青少年広場(1.09ha)が整備済です。
- 町民一人あたりの公園面積が6.21㎡と那覇広域都市計画区域平均の6.65㎡/人(平成22.3)を下回っている状況にあります。
- 本町の既存市街地は、住宅が密集し全体的に緑が少ない町並みとなっているため、良好で多様な景観形成が望まれます。

施策の方向

【基本方針】

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに適正な制限のもと、土地の合理的な利用を図ります。また、都市基盤の基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、均衡ある町域の形成に取り組みます。

【施策の概要】

- ① 都市計画マスタープランの策定
 - まちづくりの基本となる都市計画マスタープランを策定します。
- ② 地域の特色を活かした土地利用
 - 良好な市街地を形成し、住環境の向上に努めます。
 - 賑わいのある商業地の形成を図るとともに、近接する住宅地との調和に努めます。
 - 運玉森、雨乞森など斜面緑地については、本町の貴重な自然環境として保全に取り組みます。

〈新〉

- ウォーターフロント（海岸通の土地、水辺）の特性を活かし、親水空間の確保を図るとともに、水路や海岸の利活用を促進します。

③ 公園等の整備

- 既存の街区公園、近隣公園については、適正な維持管理に努めるとともに、利活用の促進を図り、また新たに整備された地区公園である与那古浜公園については、朝日を眺められる公園として、イベントやレクリエーション活動等の拠点とします。
- 運玉森については、遊歩道の整備や展望台の設置等について検討します。
- まちなかの公園における賑わい創出のため、民間活用も見据えた公共還元型収益施設の設置について検討します。
- 与原公園については、公園利用者の増加や利便性向上のため、公園区域の拡大や公園施設の整備等について検討します。



④ 良好なまちなみの形成

- 建築物への積極的な赤瓦などの活用を促進します。
- 水路やマリナーの景観を眺めながら、休憩や散策ができる緑地や散歩道の整備を図ります。

⑤ 市街化調整区域の開発

- 市街化調整区域の大規模開発については、関連法令、条例等との照合、関係部局との綿密な協議、調整のもと、慎重に精査・検討を行います。



⑥ 公共公益施設等の計画的な整備や適正な土地利用計画

- 住民ニーズへの対応、行政サービスの向上を図るため、公共公益施設等の計画的な整備や適正な土地利用計画及び高度利用を検討します。

〈旧〉

- ウォーターフロント（海岸通の土地、水辺）の特性を活かし、親水空間の確保を図るとともに、水路や海岸の利活用を促進します。

③ 公園等の整備

- 既存の街区公園、近隣公園については、適正な維持管理に努めるとともに、利活用の促進を図り、また新たに整備された地区公園である与那古浜公園については、朝日を眺められる公園として、イベントやレクリエーション活動等の拠点とします。
- 運玉森については、遊歩道の整備や展望台の設置等について検討します。



④ 良好なまちなみの形成

- 建築物への積極的な赤瓦などの活用を促進します。
- 水路やマリナーの景観を眺めながら、休憩や散策ができる緑地や散歩道の整備を図ります。

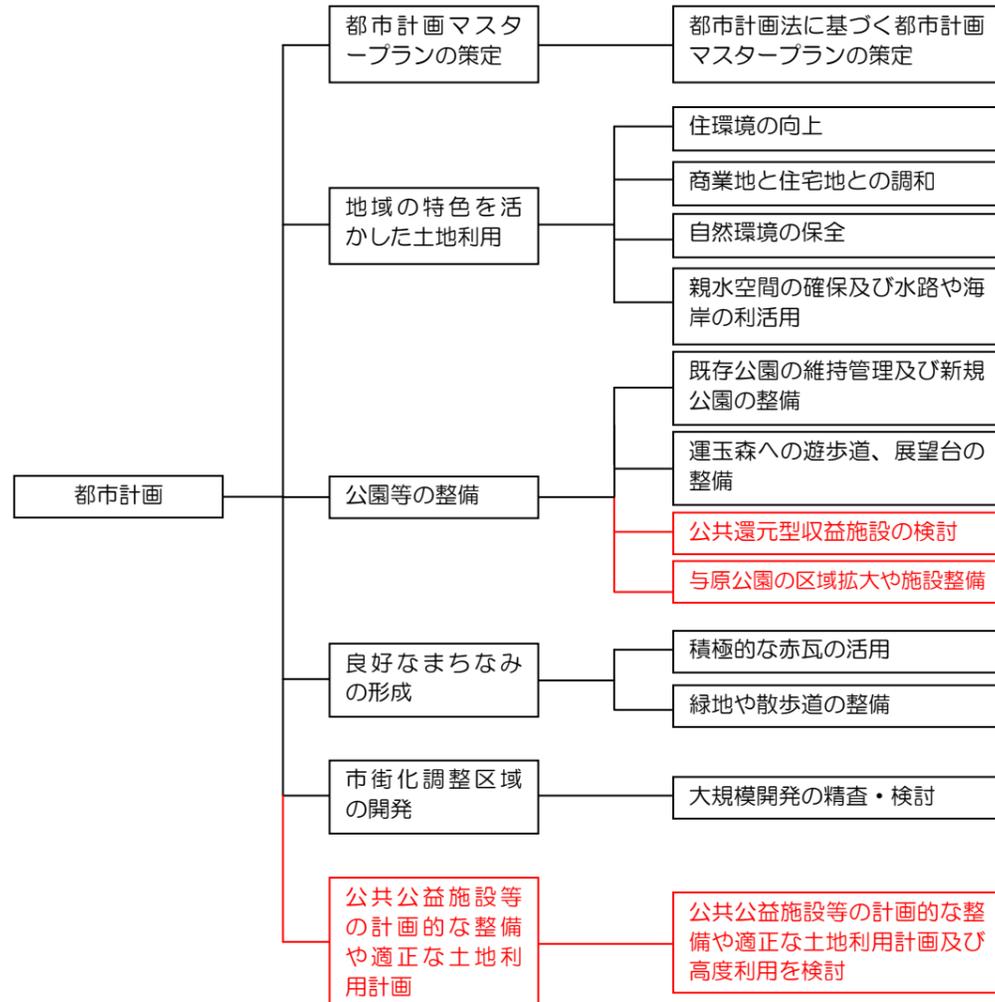
⑤ 市街化調整区域の開発

- 市街化調整区域の大規模開発については、関連法令、条例等との照合、関係部局との綿密な協議、調整のもと、慎重に精査・検討を行います。



〈新〉

【施策の体系】



【参考データ】

都市計画法による区域区分

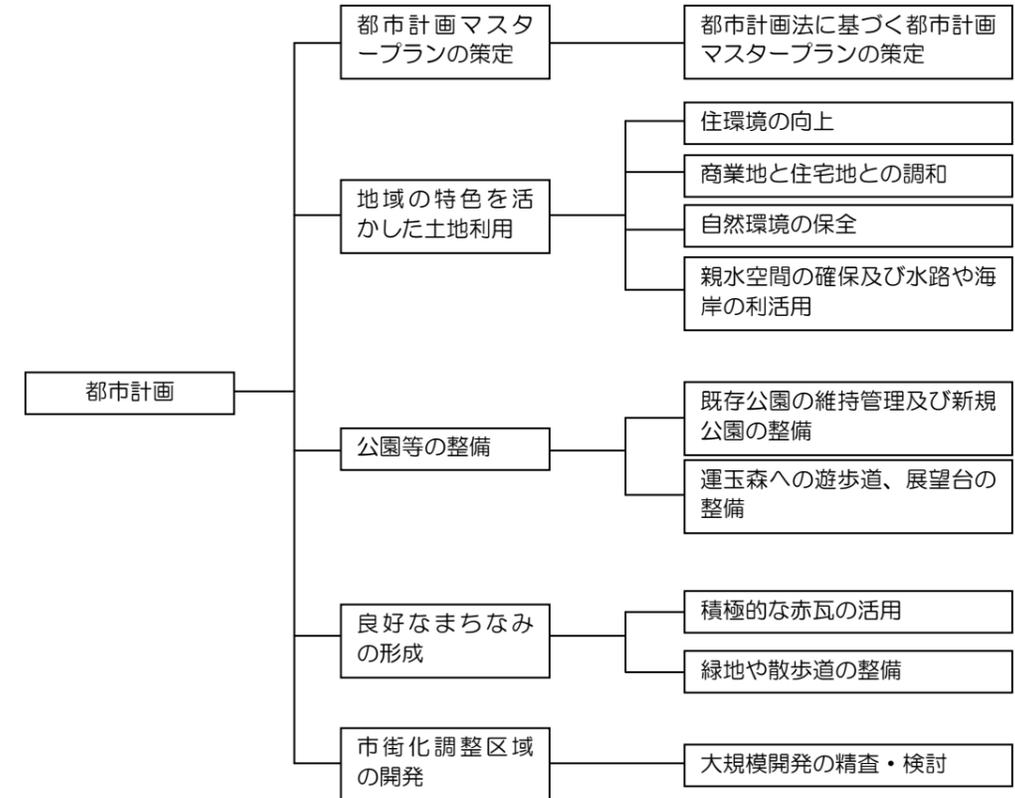
(単位:ha)

	都市計画区域		市街化区域 面積	市街化調整 区域面積
	最終決定年月日	面積		
那覇市	S47.4.11	3,870.0	3,218.0	652.0
宜野湾市	"	1,968.0	1,335.0	633.0
浦添市	"	1,909.0	1,455.0	454.0
糸満市	"	4,663.0	811.0	3,852.0
北中城村	"	1,153.0	214.0	939.0
中城村	"	1,546.0	126.0	1,420.0
西原町	"	1,584.0	615.0	969.0
豊見城市	"	1,944.0	589.0	1,355.0
八重瀬町(旧東風平町)	"	1,479.0	135.0	1,344.0
南城市(旧佐敷町)	"	1,060.0	76.0	984.0
与那原町	"	481.0	266.0	215.0
南城市(旧大里村)	"	1,235.0	6.0	1,229.0
南風原町	"	1,072.0	397.0	675.0
那覇広域計	S47.4.11	23,964.0	9,243.0	14,721.0

資料:「平成17年国勢調査報告」、「平成17年度沖縄県土木建築部要覧」

〈旧〉

【施策の体系】



【参考データ】

都市計画法による区域区分

(単位:ha)

	都市計画区域		市街化区域 面積	市街化調整 区域面積
	最終決定年月日	面積		
那覇市	S47.4.11	3,870.0	3,218.0	652.0
宜野湾市	"	1,968.0	1,335.0	633.0
浦添市	"	1,909.0	1,455.0	454.0
糸満市	"	4,663.0	811.0	3,852.0
北中城村	"	1,153.0	214.0	939.0
中城村	"	1,546.0	126.0	1,420.0
西原町	"	1,584.0	615.0	969.0
豊見城市	"	1,944.0	589.0	1,355.0
八重瀬町(旧東風平町)	"	1,479.0	135.0	1,344.0
南城市(旧佐敷町)	"	1,060.0	76.0	984.0
与那原町	"	481.0	266.0	215.0
南城市(旧大里村)	"	1,235.0	6.0	1,229.0
南風原町	"	1,072.0	397.0	675.0
那覇広域計	S47.4.11	23,964.0	9,243.0	14,721.0

資料:「平成17年国勢調査報告」、「平成17年度沖縄県土木建築部要覧」

<新>

安全・安心で環境にやさしいまちづくり

防犯・交通安全対策

消防・救急

防災

ごみ対策

自然環境

環境対策

斎場・墓地

し尿処理

住宅政策

<旧>

安全・安心で環境にやさしいまちづくり

防犯・交通安全対策

消防・救急

防災

ごみ対策

自然環境

環境対策

斎場・墓地

し尿処理

住宅政策

〈新〉

(3) 防災

1) 防災計画の周知、防災に関する人材の育成、**災害に強いまちづくり**

現状と課題

- 町では、「与那原町地域防災計画」が策定されており、災害時の対応が示されています。
- 災害時の避難場所や避難経路を確認しておくことは、住民にとって重要なことから、全世帯へ「防災マップ」を配布しています。
- 過去の大規模災害においても、共に助け合う活動により多くの人命が救われたことから、地域における自主防災の重要性が再認識されています。
- 災害時に地域において、主体的に活動する自主防災組織の結成が求められています。
- 町の上空を通過する軍用機が多く、騒音による被害をもたらすだけでなく、軍用機事故による危険性も否定できません。
- 安全・安心のまちづくりの観点から、町の上空を通過する軍用機事故による危険性の除去が求められています。

施策の方向

【基本方針】

自主防災組織の拡充や防災知識の普及・防災訓練の実施に努め、災害時に地域自らが行動し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

また、大規模災害に強い防災拠点施設の整備や既存施設の耐震化を図ります。

【施策の概要】

- 災害時における避難場所や避難経路を住民一人ひとりが認識できるよう、防災マップ等による住民への周知を図ります。
- 各地域において防災訓練を行い、住民の防災に対する意識の醸成を図ります。
- 自主防災組織の拡充強化を図ります。
- 町の上空を通過する軍用機の飛来回数の軽減や回避が図られるよう関係機関と連携していきます。
- **大規模災害に強い防災拠点施設の整備を行うとともに公共公益施設等の耐震化を図り、安心・安全で災害に強いまちづくりを目指します。**

【施策の概要】



〈旧〉

(3) 防災

1) 防災計画の周知、防災に関する人材の育成

現状と課題

- 町では、「与那原町地域防災計画」が策定されており、災害時の対応が示されています。
- 災害時の避難場所や避難経路を確認しておくことは、住民にとって重要なことから、全世帯へ「防災マップ」を配布しています。
- 過去の大規模災害においても、共に助け合う活動により多くの人命が救われたことから、地域における自主防災の重要性が再認識されています。
- 災害時に地域において、主体的に活動する自主防災組織の結成が求められています。
- 町の上空を通過する軍用機が多く、騒音による被害をもたらすだけでなく、軍用機事故による危険性も否定できません。
- 安全・安心のまちづくりの観点から、町の上空を通過する軍用機事故による危険性の除去が求められています。

施策の方向

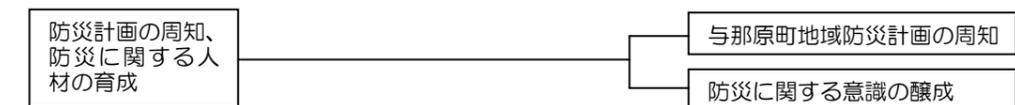
【基本方針】

自主防災組織の拡充や防災知識の普及・防災訓練の実施に努め、災害時に地域自らが行動し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

【施策の概要】

- 災害時における避難場所や避難経路を住民一人ひとりが認識できるよう、防災マップ等による住民への周知を図ります。
- 各地域において防災訓練を行い、住民の防災に対する意識の醸成を図ります。
- 自主防災組織の拡充強化を図ります。
- 町の上空を通過する軍用機の飛来回数の軽減や回避が図られるよう関係機関と連携していきます。

【施策の概要】



<新>

誇れる産業で活気あふれるまちづくり

農業及び農業基盤

水産業

工業

商業及び中心市街地活性化

観光

<旧>

誇れる産業で活気あふれるまちづくり

農業及び農業基盤

水産業

工業

商業及び中心市街地活性化

観光

(5) 観光

(5) 観光

現状と課題

現状と課題

- 本町の観光としては、440年余の伝統を持ち、沖縄三大綱の一つとして知られている「与那原大綱曳」があり、毎年旧暦の6月におこなわれるこの行事には、町内外から多くの観客が訪れています。
- 平成3年に県内唯一の綱曳資料館が建設された。
- 運玉森や雨乞森の山頂からは、眺望が素晴らしく、東に久高島や津堅島、西に慶良間諸島などを望むことができます。
- 地域行事として行われているエイサーやハーリー等は、観光資源として積極的な活用を図る必要があります。
- 東浜地区のマリーナやマリンパークの海洋レクリエーション施設、シンボル緑地や文化交流施設等の整備を県と一体となって推進し、広域的な海洋レクリエーション拠点として、本町の新しいまちづくりに向けて活用を図っていく必要があります。
- 新たな観光形態として体験型観光産業を推進するなど、観光資源を発掘し、地元の雇用拡大に向けて取り組む必要があります。
- 本町中心部に位置する御殿山（うどうんやま）や親川（えーがー）は、いにしえからの聖地を巡る東御廻り（あがりうまーい）のルートとなっており、観光資源としての活用が望まれます。

- 本町の観光としては、400年余の伝統を持ち、沖縄三大綱の一つとして知られている「与那原大綱曳」があり、毎年旧暦の6月におこなわれるこの行事には、町内外から多くの観客が訪れています。
- 平成3年に県内唯一の綱曳資料館が建設された。
- 運玉森や雨乞森の山頂からは、眺望が素晴らしく、東に久高島や津堅島、西に慶良間諸島などを望むことができます。
- 地域行事として行われているエイサーやハーリー等は、観光資源として積極的な活用を図る必要があります。
- 東浜地区のマリーナやマリンパークの海洋レクリエーション施設、シンボル緑地や文化交流施設等の整備を県と一体となって推進し、広域的な海洋レクリエーション拠点として、本町の新しいまちづくりに向けて活用を図っていく必要があります。
- 新たな観光形態として体験型観光産業を推進するなど、観光資源を発掘し、地元の雇用拡大に向けて取り組む必要があります。
- 本町中心部に位置する御殿山（うどうんやま）や親川（えーがー）は、いにしえからの聖地を巡る東御廻り（あがりうまーい）のルートとなっており、観光資源としての活用が望まれます。

施策の方向

施策の方向

【基本方針】

【基本方針】

地域にある資源の発掘と伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活かした観光振興を図るとともに、マリーナ・水路を活かした海洋レクリエーション拠点を形成し、新たな観光資源の創出を図ります。さらに広域的な地域の連携による修学旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。

地域にある資源の発掘と伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活かした観光振興を図るとともに、マリーナ・水路を活かした海洋レクリエーション拠点を形成し、新たな観光資源の創出を図ります。さらに広域的な地域の連携による修学旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。

地域の資源の発掘と歴史や伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活用するとともに、沖縄芸能の拠点づくりを推進した観光振興を図ります。また、マリーナゾーンを活かした海洋レクリエーション拠点の形成と、本島南部や東海岸地域の広域的連携による観光・教育旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。

地域の資源の発掘と歴史や伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活用するとともに、沖縄芸能の拠点づくりを推進した観光振興を図ります。また、マリーナゾーンを活かした海洋レクリエーション拠点の形成と、南部地域の広域的連携による観光・教育旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。

さらに、大型 MICE 施設の開業に伴い、国内外からの観光客の増加が見込まれることから、その受け皿となる観光産業の発展を図ります。



<新>

【施策の概要】

① 大綱曳の活用

- 与那原まつりのメインである大綱曳を、インターネットなどで国内外に情報発信し、「大綱曳の町・よなばる」として知名度を高めていきます。
- 大綱曳は、町内外から多様な主体が参加し、交流が図れる形式を検討します。
- 県内唯一である綱曳資料館については、施設及び展示資料の充実を図ります。



② 歴史的資源の活用

- 御殿山（うどうんやま）や親川（えーがー）などの拝所を整備し、東御廻り（あがりうまーい）の説明や案内ができる観光ガイドを育成します。
- 歴史的資源を活用した含めた観光パンフレットを作成やインターネットを活用した情報発信に努めます。

③ 海洋レクリエーション拠点の形成

- 県と一体となって、マリーナ整備、シンボル緑地・文化交流施設等の関連施設の整備を推進し、海洋レクリエーション拠点の形成を図ります。
- マリーナやホテルなどへ進出事業者を誘致することにより、観光客の集客の拡大を図ります。

④ 新たな観光資源の創出

- 綱づくり、マリンスポーツ、ヒジキ収穫、農漁業体験など、体験型観光の充実を図ります。
- 山原船の復元や屋形船、カヌーなどで、マリーナ、水路の新たな観光資源を創出します。

⑤ MICE を核とした観光振興

- 県と一体となって、MICE を目的に本町に訪れる方々に提供する観光メニューを整備し、本町ならではの体験を通して消費の拡大を図ります。
- 町内の事業所にて大型 MICE 施設に波及する産業の獲得を支援し、雇用の創出を目指します。
- 学校や観光ガイド等と連携し、外国人の対応を含めた観光人材の育成に努め、来訪者に対するおもてなしの向上を図ります。

<旧>

【施策の概要】

① 大綱曳の活用

- 与那原まつりのメインである大綱曳を、インターネットなどで国内外に情報発信し、「大綱曳の町・よなばる」として知名度を高めていきます。
- 大綱曳は、町内外から多様な主体が参加し、交流が図れる形式を検討します。
- 県内唯一である綱曳資料館については、施設及び展示資料の充実を図ります。



② 歴史的資源の活用

- 御殿山（うどうんやま）や親川（えーがー）などの拝所を整備し、東御廻り（あがりうまーい）の説明や案内ができる観光ガイドを育成します。
- 歴史的資源を活用した含めた観光パンフレットを作成やインターネットを活用した情報発信に努めます。

③ 海洋レクリエーション拠点の形成

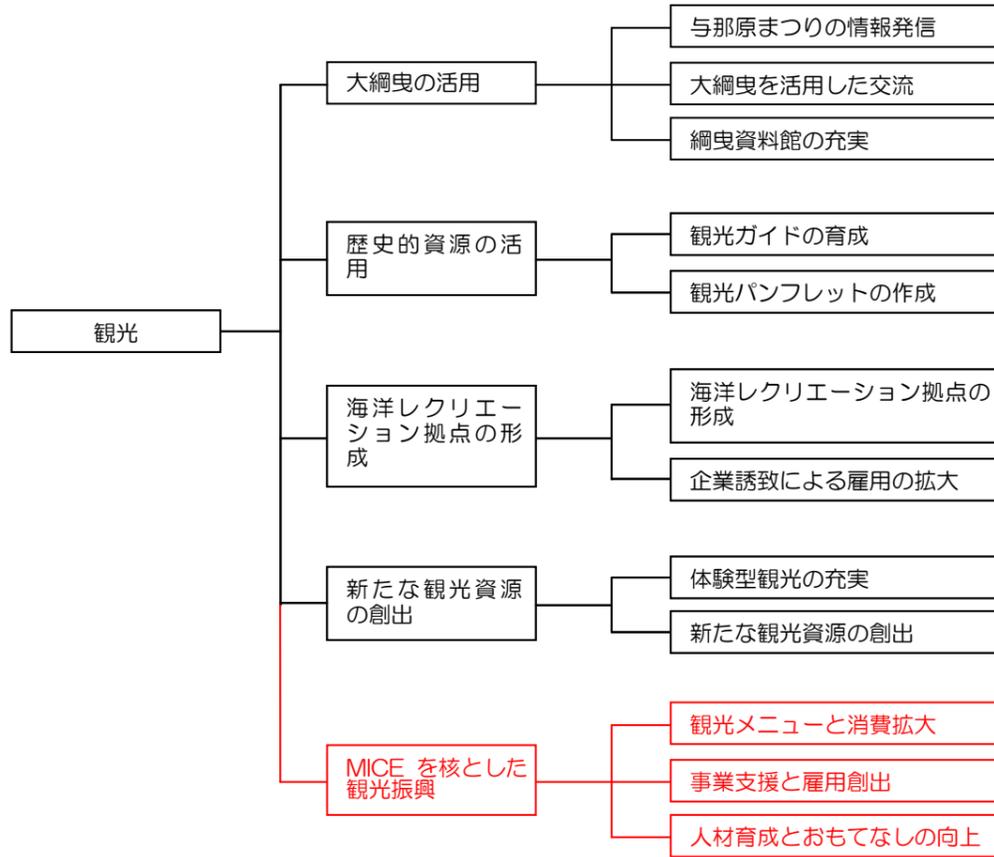
- 県と一体となって、マリーナ整備、シンボル緑地・文化交流施設等の関連施設の整備を推進し、海洋レクリエーション拠点の形成を図ります。
- マリーナやホテルなどへ進出事業者を誘致することにより、観光客の集客の拡大を図ります。

④ 新たな観光資源の創出

- 綱づくり、マリンスポーツ、ヒジキ収穫、農漁業体験など、体験型観光の充実を図ります。
- 山原船の復元や屋形船、カヌーなどで、マリーナ、水路の新たな観光資源を創出します。

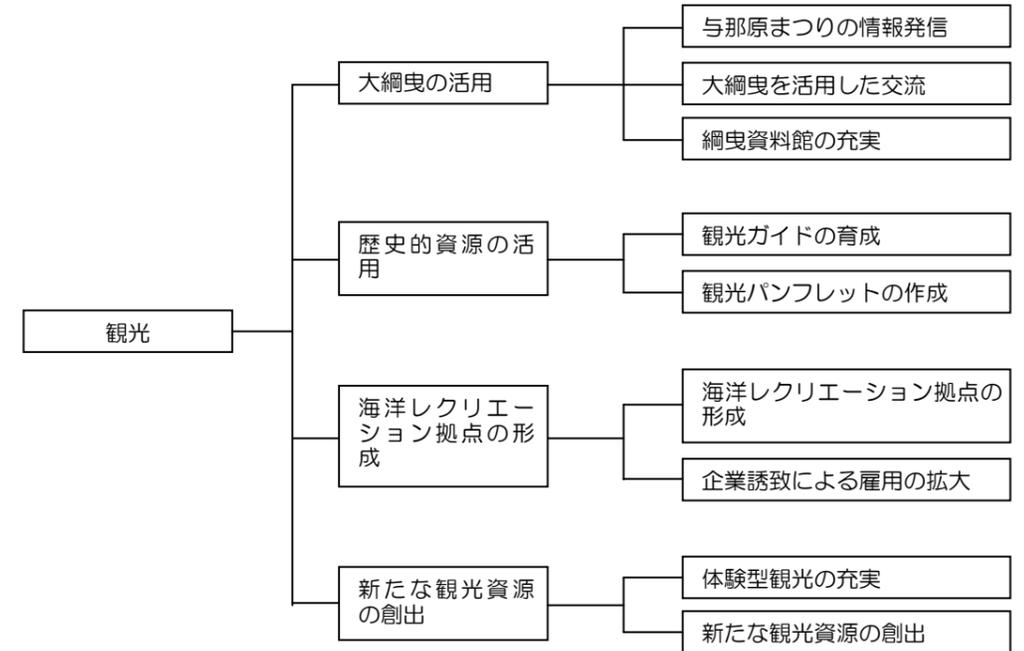
<新>

【施策の概要】

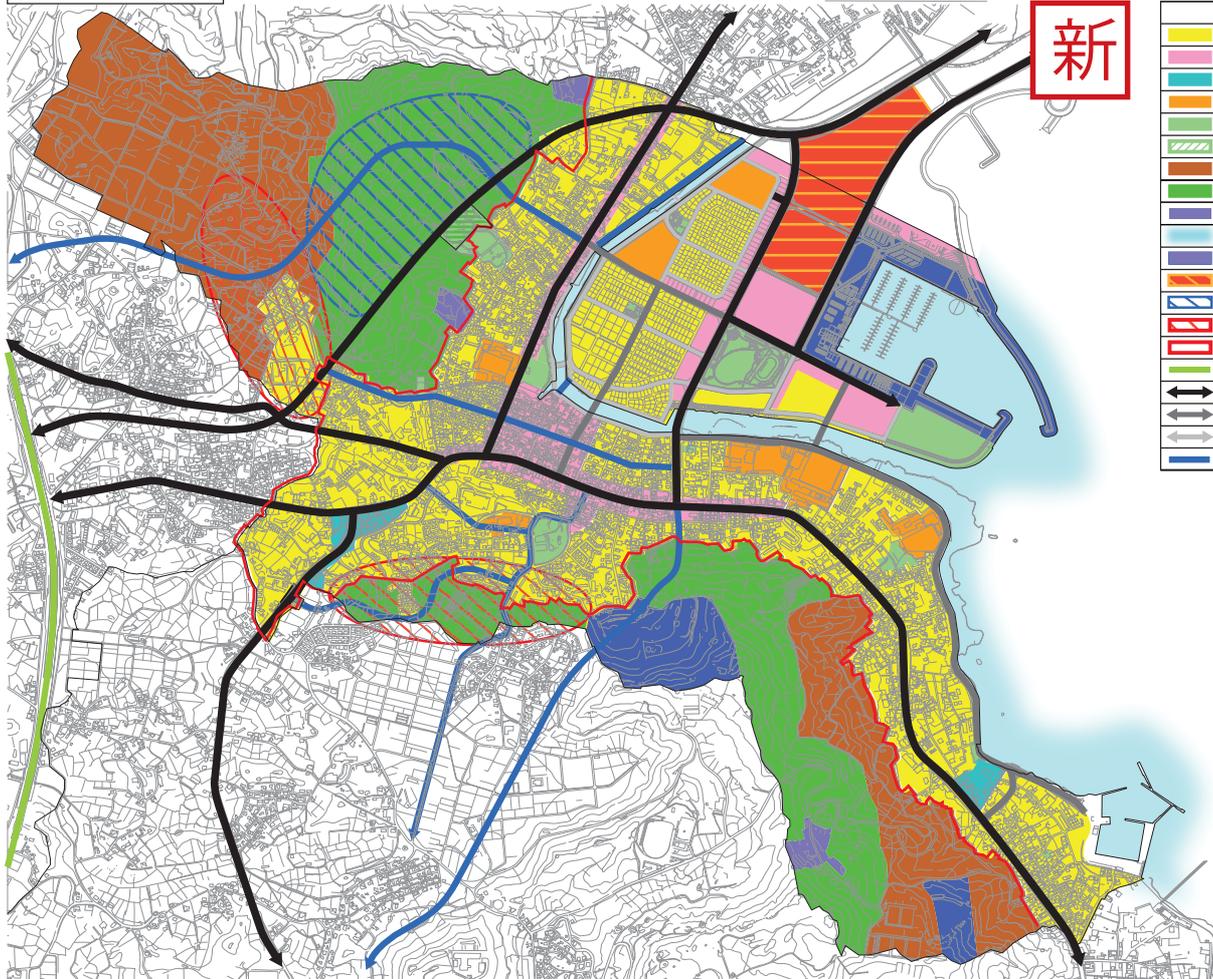


<旧>

【施策の概要】



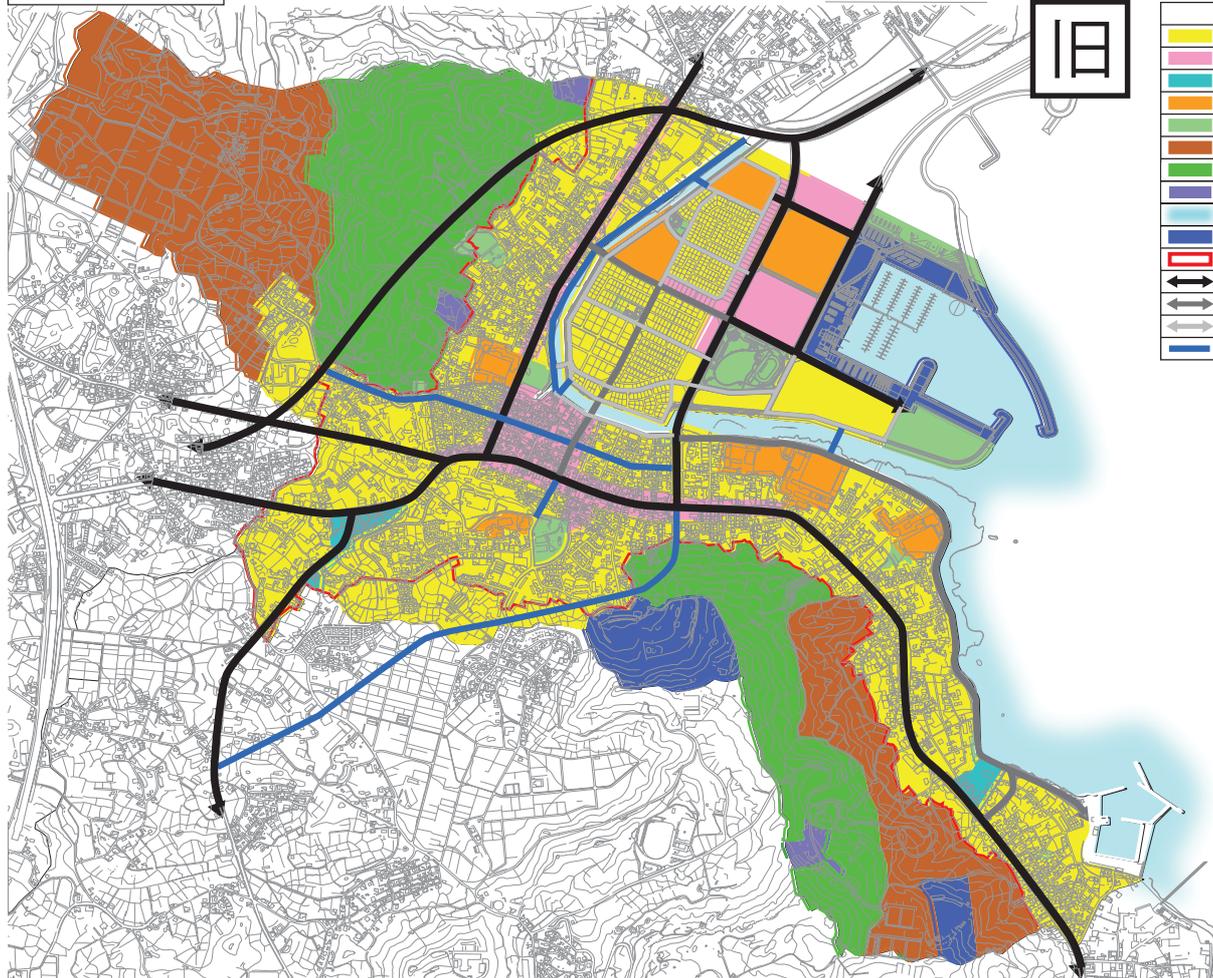
将来土地利用構想図



凡 例	
 	住宅地区
 	商業地区
 	工業地区
 	公共施設
 	公園・緑地
 	農地
 	山林・原野
 	墓地
 	海岸域
 	リフレッシュ地域
 	大型WIC施設
 	大型WIC施設支援地域
 	市街地拡大検討地区
 	市街化区域界
 	那珂空港自動車道
	主要幹線道路(国道・県道)
	幹線道路(町道)
	補助幹線道路(町道)
	将来計画道路

平成29年9月作成

将来土地利用構想図



凡 例	
 	住宅地区
 	商業地区
 	工業地区
 	公共施設
 	公園・緑地
 	農地
 	山林・原野
 	墓地
 	海岸域
 	リフレッシュ地域
 	市街化区域界
	主要幹線道路(国道・県道)
	幹線道路(町道)
	補助幹線道路(町道)
	将来計画道路

平成23年4月作成